

名古屋城調査研究報告 8

名古屋城史料叢書 2

## 国秘録 御巡覧留続篇

名古屋城調査研究センター 編

協力：公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所

2024年3月



## （い）あいさつ

名古屋城調査研究センターは令和元年（二〇一九）四月に発足し、まる五年を迎えようとしています。この間、展覧会・シンポジウム・印刷物・HP・YouTubeなどで調査研究の成果を発表してきました。印刷物としては毎年刊行している『研究紀要』（二〇二三年二月までで4号）や、令和三年一二月に行われた「シンポジウム 史料が語る名古屋城石垣普請の現場」の報告書（『資料調査研究報告書』1）や、今まで五冊刊行した『埋蔵文化財調査報告書』があります。

また令和五年三月には、名古屋城に関する文献調査の成果として『御巡覧留』を翻刻・刊行しました。「御巡覧」とは、藩主が初めて尾張に入国した際などに、天守・本丸御殿などを視察する行事のことです。今年度は『御巡覧留』の続編である『御巡覧留続篇』を翻刻・刊行することになりました。続篇は前編になかった図版が多く収録されていることがひとつの特徴です。

本翻刻集は、『名古屋城史料叢書』2となり、名古屋城調査研究センターで刊行する『名古屋城調査研究報告』8ともなります。本書により名古屋城の歴史的な調査研究の一助になれば、と存知じます。

今後とも本センターの出版活動にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書の刊行にあたり原資料の所蔵者である公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所から、原資料の閲覧・撮影・刊行のご許可をいただきました。厚くお礼申し上げます。

令和六年三月

名古屋城調査研究センター

所長 服部 英雄

## 例言

・本書は『御巡覽留続篇』全文を翻刻したものに、若干の解説を付し刊行したものである。『名古屋城調査研究報告8』『名古屋城史料叢書2』とした。

・翻刻文と編集は、左の調査研究センターの学芸員・調査研究員が担当した。

今和泉大  
種田祐司  
原史彦  
堀内亮介

## 謝辞

本書の刊行にあたり、次記の個人および機関の資料提供・調査協力を賜った。

(敬称略・五十音順)

公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所

木村慎平  
桐原千文  
武田純子  
深井雅海  
藤田英昭  
武藤洋子

目次

『御巡覧留続篇』 解題 ..... 6

尾張藩主・一族の天守・本丸御殿等の巡覧記録 ..... 16

翻刻文

『御巡覧留続篇一』

序 ..... 20

跋 ..... 24

大概 ..... 25

『御巡覧留続篇二』

徳川宗勝 全般 ..... 28

元文 四年（二七三九） ..... 30

寛保 元年（二七四一） ..... 31

寛延 三年（二七五〇） ..... 32

宝暦 三年（二七五三） ..... 33

宝暦 四年（二七五四） ..... 34

宝暦 五年（二七五五） ..... 35

宝暦 七年（二七五七） ..... 41

宝暦 九年（二七五九） ..... 42

『御巡覧留続篇三』

徳川宗睦 全般 ..... 43

宝暦十三年（二七六三） ..... 46

天明 六年（二七八六） ..... 48

寛政 二年（二七九〇） ..... 50

徳川治休 安永 元年（二七七二） ..... 53

徳川治行 天明 六年（二七八六） ..... 54

天明 九年（二七八九） ..... 55

寛政 四年（二七九二） ..... 56

図版 ..... 60

## 『御巡覧留続篇』 解題

堀内 亮介

はじめに

『国秘録 御巡覧留続篇』は、前号に翻刻を掲載した『国秘録 御巡覧留』の続編にあたる三冊本である。そもそも「国秘録」とは、名古屋城の百科事典ともいえる『金城温古録』の著者である奥村得義が、同書編纂のために筆写した記録類の総称であり、現在は徳川林政史研究所・東洋文庫・名古屋市蓬左文庫に分蔵されている。内容は尾張藩政や職務内容に関わる記録、藩主が参加する儀礼や行事に関する次第書など多岐にわたる。『御巡覧留』と『御巡覧留続篇』は「国秘録」の一部にあたり、尾張藩主が名古屋に入国したときなどに名古屋城内を巡検した「御巡覧」（以降は「巡覧」とする）に関わる記録となっている。

巡覧の概要については、前号の解題でも解説されているが、改めて触れておきたい。名古屋城の本丸御殿は元和六年（一六二〇）に初代藩主義直が二之丸御殿に居館を移して以降、将軍が来訪した際の宿館とされていた。そのため尾張藩では将軍専用の曲輪となった本丸への日常的な立ち入りが制限されていた。歴代の尾張藩主が名古屋に在城した時も本丸に立ち入ることはほとんどなかったが、名古屋に藩主として初入国したときなどには、特別に名古屋城を巡検する行事が実施されたのである。

『御巡覧留』には、十代斉朝、十二代斉荘、十四代慶恕（慶勝）による巡覧記録が収録されている。時代としては、文政二年（一八一九）

から嘉永四年（一八五二）までの巡覧記録で、筆者である奥村が活動した時期とほぼ重なる。一卷冒頭の奥村による序文は、弘化四年（一八四七）に書かれたものだが、三巻には後年にあたる嘉永四年の巡覧記録が収録されているため、序文を記した後にも追録していたことが分かる。

『御巡覧留続篇』には、八代宗勝、九代宗睦および宗睦の継嗣による巡覧記録が収録されている。『御巡覧留』よりも前の時代を収録しているのは、奥村が『御巡覧留』で近年の巡覧記録をまとめた後に筆写したためで、一卷には嘉永七年（一八五三）の年記がある。

これらの記録は、江戸時代における名古屋城本丸や天守の利用について具体的に書かれた数少ない記録となっている。これまでも名古屋市博物館や名古屋城天守閣で開催された名古屋城関連の展覧会に出品されており、展覧会の図録等では概要が紹介されてきた。近年では、白根孝胤氏<sup>①</sup>によって御巡覧留全体の構成と内容が紹介されている。このように、かねてより知られていた記録で、名古屋城本丸の利用について具体的に分かる重要史料であるため、前号と今号に分けて御巡覧に関する記録の全文翻刻をおこない、内容を広く一般に公開できるようにした。

### 『御巡覧留続篇』の構成と内容

『御巡覧留続篇』三巻三冊のうち、一卷は巡覧記録そのものではなく、巡覧のあらましと二巻・三巻に引用されている巡覧記録の「大概」（凡例および注意書きのこと）が収録されている。巡覧のあらましについては、城郭天守全般の歴史的考察が含まれていて冗長になっているた

め、以下に名古屋城に関わる箇所を抜き出して要点をまとめておきたい。

まず、尾張藩主の御代始に行う「天守御成」は、初代義直時代からおこなわれていた遺事であるが、七代宗春までは記録が残されておらず、詳しい行事次第が不明であるという。そのため、詳細な記録が残る八代・宗勝の御代始に実施された元文四年（一七三九）の天守御成が、以後の巡覧の「亀鑑」になったとしている。また、天守は城内において最も尊ぶべき場所であり、御代始の天守御成も「御国政枢要之御一件」であったとしている。換言すると、巡覧とは名古屋城を継承した新たな藩主によって催行された尾張藩の重要行事であったとしているのである。

次に巡覧記録の「大概」をみていくと、奥村は「寮中残闕之記」、つまり尾張藩の役所に残された巡覧記録を底本として、他の記録からも補足できる事項があれば追記していたことが分かる。また、古義が伝わっていたとされる安永年間（一七七二～一七八一）以前の巡覧記録を「御古格」、古義を顧みないようになったとされる天明年間（一七八一～一七八九）以降の巡覧記録を「御今例」として区別している。記録が残っている宗勝時代以降については、藩主一代ごとに巻号を変えて収録するとしている。実際に、二巻には八代宗勝の巡覧記録、三巻には九代宗睦とその継嗣による巡覧記録がそれぞれ収録されている。これらの記録は基本的に後世の「亀鑑」として残されていたものとみられ、御用人や御城代などの重臣が巡覧に際して出した命令伝達に関する書類や、具体的な巡覧次第が記されている。文中や欄外には、奥村による注記が朱書などで示されており、構成が煩雑で少し分かりづらくなっているが、巡覧記録の詳細や疑義について補足されている。

それぞれの記録の末尾には、一部の巡覧を除いて「御成御道順略図」と称された図面が付属しており、巡覧における道順が図示されている。出典については特に注記がないため、筆写元の記録に付属していた図面なのか、奥村が御巡覧留統篇を筆写した際に追加で書き起こした図面なのかは考察の余地が残るが、巡覧経路を知るうえでは重要な図面となっている。

### 八代宗勝による巡覧

一巻に記された内容を踏まえて『御巡覧留統篇』の二巻と三巻に収録された宗勝時代および宗睦時代の巡覧記録についてそれぞれ要点を抜粋して確認していきたい。

二巻には、八代宗勝<sup>3</sup>による巡覧記録が収録されている。冒頭に付けられた年表をみると、宗勝は通常の巡覧を四度、『御巡覧留統篇』の記録中で「俄巡覧」と称される臨時巡覧を四度の、計八度実施していたことが分かる。このうち、寛保元年（一七四一）の正式巡覧には記録だけで図面がないが、その他の七度については記録と図面が収録されており、巡覧内容や巡覧経路が具体的に分かる。

宗勝は、元文四年（一七三九）正月に藩主として名古屋に初入国を果たすと、同年九月二十三日に初巡覧を実施した。この元文四年の巡覧は、先述の通り記録が残っているうちでは最も古い時期の巡覧である。

このときの経路をみると、宗勝は九半時（午後一時頃）に二之丸御殿の御露地口を出御し、本丸南門を通過して天守へと向かった。天守の最上階にあたる五重目には藩主の御座所があり、宗勝は御座所に着座

し、尾張藩の重臣である御年寄・御城代と対面して熨斗鮑を下賜した。

重臣たちとの対面儀礼終了後、宗勝は小天守と本丸の多門櫓を巡り、各櫓に保管されていた武具類を視察した。小天守と御具足多門には家康や歴代藩主の具足があり、宗勝による実見があった。続いて御旗多門・御鎗多門を巡っているが、このときは宗勝に同道していた御旗奉行・御鎗奉行がそれぞれの管轄場所を案内した。その後は本丸御殿に入り、本丸御足軽頭の大津新五左衛門と対面して熨斗鮑を下賜した。御殿から出た後は、御深井丸にあった武具蔵を巡っているが、ここでも武具の管理を担当していた御弓矢奉行・御鉄炮奉行・玉葉奉行が案内をおこなっている。最後に御深井丸番頭の先導で西之丸を回ったのち、御露地口から二之丸御殿に帰御した。

元文四年の巡覧では、天守五重目で御年寄や御城代らの重臣、本丸御殿で御本丸御足軽頭との対面儀礼が実施されていた。このような対面儀礼は、以降の正式巡覧ではすべて継承されており、巡覧における必須行事となっていたことが分かる。

また、宗勝の正式巡覧では、すべての巡覧で天守に入ってから本丸御殿に入り、御深井丸へと向かう経路が採られている。御深井丸では各蔵を巡回しているが、西之丸に関しては特に巡覧した場所が記されておらず、西之丸東側の透御門と吹貫御門を通過したことだけが確認できる。天守を最優先にしていることから、本丸の視察、とりわけ「天守御成」が重要視されており、御深井丸や西之丸を含めた城内全体の視察についてはそれほど考慮されていなかったことが推測される。

## 宝暦修理と「俄巡覧」

宗勝時代には、通常の巡覧のほかに「俄巡覧」と称された臨時巡覧が実施されていた。俄巡覧という言葉は、筆者である奥村が正式巡覧と区別するために名付けた便宜上の用語であるとみられ、正式巡覧とは別の目的で宗勝が天守御成をしたことを指している。

具体的には、宝暦二年（一七五二）から宝暦五年にかけて実施された「宝暦修理」と呼ばれる天守修理の視察と、宝暦七年に藩領内で発生した洪水を遠見した際の天守御成を指している。これらの巡覧では、基本的には藩主の居所である二之丸御殿と天守を往復するのが本筋であり、本丸御殿や多門櫓については、ほぼ経路に含まれていなかった。

まずは、宝暦修理に際して実施された俄巡覧について順を追ってみていきたい。そもそも宝暦修理とは、天守台石垣西北隅の沈下に起因する天守の傾きを是正するために、天守と石垣の解体をともなった大規模な天守修理であり、宗勝は修理中の天守を三度にわたって視察している<sup>5)</sup>。

宗勝は宝暦修理の開始前にあたる寛延三年（一七五〇）二月に三日目の正式巡覧を実施しているが、巡覧の途中で御深井丸の北側から天守台石垣に生じていた孕み出しを視認している。奥村の注記によると、このときの巡覧が宝暦修理の発端であるとしている。実際に、巡覧直後の同年七月には、重臣や作事奉行によって天守修理に関する計画が話し合われていたことが知られている<sup>6)</sup>。

宝暦修理は、宝暦二年三月に始まり、本丸内堀や周辺には天守に直接入るための棧橋や作業道となる足場が設置された。修理中は巨大な

引き上げ装置を用いて天守の揚屋をおこない、同年十二月十日から翌宝暦三年二月二十九日にかけて、天守台石垣北面の解体がおこなわれた。宗勝による天守巡覧が実施されたのは、石垣北面の解体が一段落した宝暦三年五月九日であった。

このときの経路は、正式巡覧とは大きく異なっていた。まず宗勝は二之丸御殿を出御して、本丸東側の元御春屋を通り抜けて塩蔵構經由で御深井丸に入り、東御弓矢多門付近で解体された天守台石垣を北側から視察している。

石垣視察の後、天守北側に設置された仮設入口である棧橋を通過して直接天守に入り、五重目まで登った。天守では修理を担当していた作事奉行が先導し、御城代筆頭の大道寺主水と小性衆がそれに続き、藩主に近侍して御側御用人と御城代の野崎主殿・加々島七郎左衛門が同道していた。なお、天守五重目での対面儀礼に関する記載はないため、このとき対面儀礼が実施されたかは不明である。

天守に登った後、西面石垣の「切抜」<sup>(7)</sup>に向けて架けられたもう一つの棧橋を渡って、御深井丸に仮置された大石と天守台石垣西北隅の状態を確認した。そこから普請・作事奉行の詰所になっていた御深井丸番所に入って茶とたばこを嗜んだ。番所では石垣運搬に用いた「小ざる」<sup>(8)</sup>という道具の使い方が実演された。その後、不明門を通過して本丸に戻り、往路と同じく元御春屋を通過して二之丸御殿に帰御した。

二度目の巡覧は、宝暦四年閏二月二十日に実施された。宗勝は同年三月朔日に江戸へ出立しており、出立直前の巡覧であったことが分かる。ちょうど天守台西面石垣の解体が完了していた時期で、宗勝出立後の三月四日には石垣の積み直し工事を控えていた。宗勝の在国中に解体された状態の天守台石垣を視察できるよう、巡覧を踏まえた修理

計画を組んでいたことが想定される。経路は宝暦三年の巡覧とほぼ同様だが、帰路に本丸御殿に立ち寄っている点が異なっている。

三度目の巡覧は、修理完了後の宝暦五年五月十九日に実施された。宝暦修理は同年二月に完了していて、この巡覧は完成直後の天守視察と功労者に対する褒賞の下賜が目的であったとみられる。巡覧自体は前日に急遽決定したようで、側近である御側同心から御城代に対して、翌日の朝五半時に巡覧があるため、急ぎ準備をするよう通達が出されている。

巡覧当日、宗睦は本丸東側の元御春屋から本丸東門を通過して、正式巡覧のときと同様に小天守經由で天守に入り、天守五重目に着座した。なお、『御巡覧留続篇』では詳しく記されていないが、宝暦修理に勲功のあった作事奉行などの家臣に褒賞を下賜していることが知られている。<sup>(9)</sup>

帰路については、不明門を通過して御深井丸側から修復された天守台石垣を視察した後、西之丸經由で西拍子木御門を通過して二之丸御殿に帰御している。

宝暦修理における三度の巡覧は、この大規模修理が尾張藩ひいては藩主にとつての重要行事であったことを示す一例である。また、褒賞の下賜も天守五重目で実施されており、巡覧に宗勝の意向が強く働いていたことが推測される。

#### 宝暦七年枇杷島洪水と「俄巡覧」

宝暦七年（一七五七）五月二日から四日にかけて降った大雨によって、名古屋城の北西では河川の氾濫が発生した。特に春日井郡の枇杷

島以西は洪水によって海のような状態になり、尾張藩は被災した窮民に対して飯粥を遣わした<sup>⑩</sup>。

宗勝自身も被災状況を確認するため、同年五月九日に急遽天守巡覧を決定した<sup>⑪</sup>。展望を主目的として天守を使用していることが分かるほど唯一の事例である。宗勝の側近である御側同心頭の成瀬半太夫は、御城代を呼び出し、四半時（午前十一時頃）に巡覧の実施が決まったため、本日の夕御膳後に巡覧が実施される旨を伝えた。

宗勝は宝暦修理のときと同様に二之丸御殿から元御春屋と本丸東門を経由して天守に登り、帰路も同じ道筋を通っている。

この巡覧に際して、御城代の野崎主殿は大手馬出の拍子木御門を通行するとの情報を伝えていたが、実際には通行しておらず、情報が錯綜していたことが推測される。御城代が巡覧の統括者として突発的に計画された巡覧にも対応して、関係のある諸役人に指示を出していた様子がかがえる。

### 九代宗睦による巡覧

三巻には、九代宗睦<sup>⑫</sup>時代の巡覧記録が収録されている。冒頭の年表を見ると、宗睦による巡覧が三度、宗睦の世嗣である治休<sup>⑬</sup>と治行<sup>⑭</sup>による単独巡覧が三度実施されたことが分かる。また、宗睦の弟である松平勝長<sup>⑮</sup>は、単独での巡覧はないものの、安永元年（一七七二）の治休巡覧と天明六年（一七八六）の宗睦巡覧に同行している。

ここでは、宗睦自身による巡覧記録について確認したい。宗睦は宝暦十一年（一七六一）に死去した宗勝の後を継ぎ、藩主として初入国した宝暦十三年（一七六三）の八月十九日に初巡覧を実施した。この

ときの巡覧経路は宗勝の巡覧とほぼ同様だが、鉄炮蔵であった御深井丸の御三階櫓にも入ったことが記されている。

次に残る記録は、宗睦が六度目に入国したときの天明六年二月十日巡覧であり、初巡覧から二十年以上が経過している。この間については、安永元年の治休による巡覧記録だけが残されており、巡覧記録の欠落がないとすれば、宗睦による巡覧は久しく実施されていなかったことになる。

天明六年巡覧の経路は、宝暦十三年巡覧までの経路とは若干の相違がある。具体的には、宗睦が二之丸御殿を出て最初に入るのが本丸御殿になっており、天守を後回しにしている。直近に実施された安永元年の治休巡覧と同様の経路を採っているため、安永元年巡覧を参考にすることが推測される。本丸御殿と天守を入れ替えた理由は書かれていないが、本丸南門から本丸に入った場合、天守に向かうよりも玄關から本丸御殿に入ったほうが経路を短縮できることから、合理的な理由での変更であったとみられる。

### 寛政二年巡覧と後世への継承

寛政二年（一七九〇）二月十八日の巡覧は、宗睦による最後の巡覧であり、文化八年（一八一）の十代斉朝による初巡覧で参照された記録とされている。斉朝の文化八年巡覧については『御巡覧留』に記録が残されていないが、記録が残っている文政二年（一八一九）以降の巡覧ではすべて本丸御殿から天守に向かうルートを採用しており、寛政二年の巡覧次第が後世に参考にされていたことは間違いない。

宗睦はこの巡覧を実施した直後に江戸へと上り、寛政十一年（一七

九丸)に死去するまで名古屋に帰国することはなかった。さらに、宗睦没後に尾張藩を継承した斉朝は当時幼齢であったため江戸で過ごし、文化八年の初回国まで二十年以上にわたって名古屋城に藩主が不在であった。この期間は当然藩主自身による巡覧が実施されなかったため、直近の寛政二年巡覧が参照され、以降の巡覧にも継承されたとみられる。

このように、寛政二年の巡覧次第は『御巡覧留』に載っている後世の巡覧次第に多くの内容が引き継がれているため、巡覧内容について少し詳細に見ていきたい。

巡覧三日前の二月十五日、御城代の中條東四郎は、御城代配下の諸役人に対して、十八日に宗睦の巡覧があるため、掃除などの準備をするよう命令を出している。

なお、寛政二年巡覧の場合は巡覧準備に関する記録が少ないため、やや分かりづらいが、『御巡覧留』に載っている後世の記録には準備段階の命令伝達に関する記録が残っている。<sup>17)</sup>これらの記録をみると、最初に藩主の側近である御用人が巡覧実施の旨を御城代に伝達し、御城代が本丸を管理する諸役所に準備を命じる流れになっていたことが分かる。

二月十八日の巡覧当日、宗睦は駕籠に乗って二之丸御殿の御数寄屋口(御露地口)を出発した。本丸南側の入口である大手馬出の東拍子木御門では、巡覧に参加する諸役人たちが宗睦を出迎えた。東拍子木門左手には御城代、南には御城代の配下である同心小頭・御鉄炮奉行・御具足奉行・御天守鍵奉行、西には御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行・御作事奉行が控えていた。また、南二之門の左手には、本丸の警衛責任者である御本丸御足軽頭が控えていた。

出迎えでは、藩士の格によって藩主からの御意(声掛け)を受けられる者と受けられない者に分かれていた。巡覧全体の案内役である御城代を筆頭に、役高三百石クラスの御本丸御足軽頭・御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行・作事奉行は御意を受けたが、御城代の配下であった役高百五十石クラスの同心小頭たちは御意を受けておらず、役職によって扱いに明確な差があったことが分かる。

家臣による出迎えを受けて本丸南門を通過した宗睦は、本丸御殿の玄関で駕籠を降り、御城代の先導で御殿を巡った。御殿内の御書院には宗睦の御座所が設けられており、本丸の御本丸御足軽頭との対面儀礼がおこなわれ、宗睦から御本丸御足軽頭に対して熨斗鮑が下賜された。

対面儀礼終了後、宗睦は本丸御殿を出て天守に向かった。天守五重目には、本丸御殿の御書院と同様に御座所が設けられていた。このときの巡覧次第には天守五重目での対面儀礼についての記載がないものの、他年の巡覧次第では、年寄・御城代に熨斗鮑を下賜しているため、このときも重臣との対面儀礼が実施されたとみられる。

天守を出た後は、小天守と本丸御殿の間にあった両錠口から本丸西側の御具足多門に入り、左回りで御旗多門・御鎗多門・御糺多門を巡った。これらの多門櫓には各種武具が保管されており、宗勝初巡覧のときと同様に、御旗奉行や御鎗奉行などの担当役人がそれぞれ宗睦を案内した。

多門櫓の巡覧後は、本丸東門から元御春屋と塩蔵構を経由して御深井丸に入った。御深井丸では東西御弓矢多門・御三階櫓・鑄多門・御筒蔵・磨蔵・御旅筒蔵を巡覧し、その後、透御門と吹貫御門を通過して西之丸に入った。吹貫御門前にあった番所前では、御深井丸の警衛責任者である御深井丸番頭が控えており、彼には宗睦からの「御意」が

あった。西之丸では御米蔵御門を通過して御蔵構に入り、そこから麻木多門・硫黄多門を巡って、最後に大手馬出の西拍子木御門から二之丸御殿に帰御して巡覧を終えた。

寛政二年巡覧における家臣の待機場所および対面儀礼については、後世の斉朝・斉荘・慶勝による巡覧でも変わらず実施されており、巡覧次第が受け継がれていたことが分かる。また、巡覧経路についても、御深井丸と西之丸の巡覧場所に多少の異同はあるが、本丸御殿に入つた後で天守に向かう経路については変わらず継承されている。

### 宗睦の世嗣による巡覧

宗睦時代の特徴は、宗睦の世嗣による単独巡覧が三度実施されていることである。宗睦の藩主在任期間は宝暦十一年（一七六一）から寛政十一年（一七九九）までの三十九年間で、以降の藩主と比較しても長期間であるため、成人した世嗣による巡覧も実施されていたとみられる。なお、宗睦の世嗣は家督を継いだ斉朝以外全員早世しており、単独巡覧を実施した治休と治行も、宗睦の藩主在任中に家督を継ぐことなく死去している。

宗睦の世嗣による巡覧について順を追って確認しておきたい。まず、宗睦の長男で最初の継嗣であった治休は、安永元年（一七七二）四月に名古屋に初入国し、同年九月二十三日に巡覧を実施した。この巡覧には治休のほか、宗睦の弟である松平勝長も同行している。

巡覧経路については文中には書かれていないが、図面上では示されている。基本的には宗睦による宝暦十三年（一七六三）巡覧と同様の経路を採用しているが、天守と本丸御殿に向かう順序が入れ替わって

おり、本丸御殿に入ってから天守に向かうルートになっている。宗睦による巡覧の項で先述したとおり、後年にあたる宗睦の天明六年（一七八六）巡覧と同様のルートであるため、藩主自身の巡覧でもこのときの経路が参考にされたことが推察される。

治休は初巡覧から二年後の安永三年（一七七四）に死去しており、この巡覧が最初で最後の巡覧となった。次いで宗睦の次男である治興<sup>18</sup>が世嗣となったが、安永五年に名古屋に入国することなく江戸で死去したため、必然的に巡覧も実施されていない。

治興早世後の安永六年（一七七六）、宗睦は高須松平家から治行を養子に迎えて世嗣とした。治行は天明六年（一七八六）四月に世嗣となっている。同年二月には宗睦自身が巡覧を実施して三月に江戸へ上っているため、治行は宗睦と入れ替わりで入国し、巡覧を実施したことになる。

巡覧経路は、治休による安永元年巡覧、宗睦による天明六年巡覧と同じルートが採られている。奥村の注記では、この巡覧は治行の初巡覧であるため、宝暦十三年の宗睦初巡覧の例に倣うのが相応だが、実際には近年の巡覧と同じルートを採用しているため、この時期から旧来の形式が失われていったと考察している。また、治行は次に名古屋に入国した天明九年（一七八九）二月にも巡覧を計画しているが、二度の延引を経て最終的には実施されなかった。

治行による最後の巡覧は、寛政四年（一七九二）の二月二十七日に実施された。このときの巡覧次第は宗睦の寛政二年巡覧とほぼ同様で、東拍子木門での家臣による出迎えなども実施されている。世嗣による巡覧であっても正当な尾張藩の後継者であることを確認するため、藩

主の巡覧次第とほとんど変わりなく巡覧を実施していたことが推測される。

ただし、本丸御殿や天守五重目で着座しているのは確かだが、対面行事が実施されたかは記載がないため不明である。

### 巡覧の目的と巡覧経路の変遷

最後にまとめとして、これまで見てきた『御巡覧留』と『御巡覧留続篇』の巡覧記録を改めて比較し、巡覧経路の変遷などを確認するとともに、尾張藩における巡覧の目的について考察したい。

元文四年（一七三九）の宗勝初巡覧から宝暦十三年（一七六三）の宗睦初巡覧までは、藩主は二之丸御殿を出御して最初に天守に登り、次いで本丸御殿に入り、本丸東門もしくは不明門を経由して御深井丸を巡ったのち、西之丸を通過して二之丸へと帰御するルートを採用している。しかし、世嗣による巡覧では安永元年（一七七二）の治休巡覧以降、藩主の巡覧では天明六年（一七八六）の宗睦巡覧以降は、二之丸御殿を出御して最初に本丸御殿に入り、御殿東側の中玄関（中之口）から出て天守に向かうルートに変更された。また、天守を出た後は御深井丸を巡ったのち、西之丸の各蔵を経由してから二之丸に帰御している。なお、宗睦時代については西之丸における巡覧場所が具体的に記されていないが、斉朝時代以降の記録では、米蔵構や月見櫓、麻木多門などを經由していたため、同様の経路を採用していたことが推測される。

天守と本丸御殿の巡覧順序が入れ替わった理由については記述がないため不明だが、奥村が安永年間以前を古体、天明年間以降を今体と

していたのは、この巡覧経路の違いを考慮したためである。『御巡覧留続篇』一巻にある巡覧のあらましから推測すると、本来の巡覧とは、藩主による「天守御成」を実施するための行事であり、城郭の象徴である天守に登ることを最重視していたものと思われる。しかし、時代を経るにつれて、藩主が天守だけでなく城内の各施設を巡る行事に変わっていったことが考えられる。実際に、『御巡覧留』にある天保十年（一八四〇）の十二代斉荘による初巡覧以降は、本丸御殿・天守・本丸の多門櫓・塩蔵構・御深井丸・西之丸の各施設を巡るようになっており、後年になるにつれて、名古屋城を継承した尾張藩主による城内全体の視察としての意味合いが強くなっていったことがわかる。

また、『御巡覧留』と『御巡覧留続篇』にある藩主による正式巡覧の記事では、ほとんどの巡覧において、天守五重目で御年寄や御城代ら重臣との対面儀礼、本丸御殿で御本丸御足軽頭との対面儀礼が実施されており、その時々々の役職者に対して熨斗鮑の下賜がなされた。天守御成の遺事を引き継いだ初期の巡覧と後世の巡覧では、経路に若干の違いがあるものの、基本的には藩主と臣下の君臣関係を形式的に確認する行事であることは変わっていない。藩主の初入国における巡覧が特に重視されていたことも、新たな藩主が名古屋城の中樞を巡って尾張藩を継承するという意味合いが強かったためだと推測される。

本解題では、具体的な儀式次第や事前の準備、家臣の動員など細かい部分については触れられず、概要を述べるにとどまった。繰り返しになるが、前号と今号で刊行した『御巡覧留』と『御巡覧留続篇』は、江戸時代の名古屋城でおこなわれた行事の詳細が分かる貴重な記録であり、検討を重ねていくべき史料であると思われる。当センターとし

ても、今回の史料集をもとに、更なる調査を進めていきたい。

注

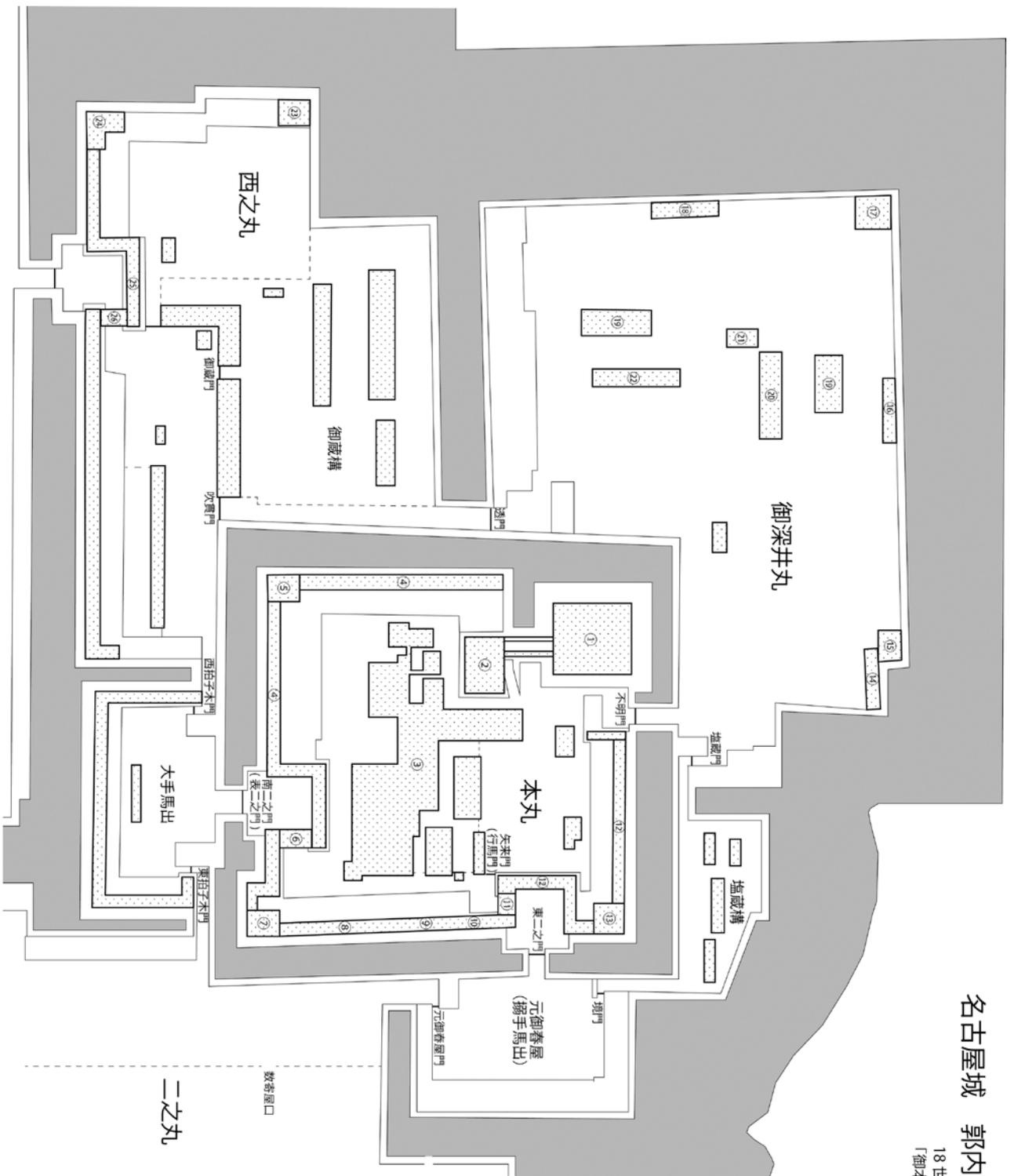
- (1) 名古屋博物館企画展図録『名古屋城を記録せよ！名古屋城百科』『金城温古録』の誕生（二〇〇八年）、名古屋城特別展図録『巨大城郭名古屋城』（二〇一三年）
- (2) 『近世城郭の最高峰 名古屋城』（二〇一八年、名古屋城検定実行委員会発行）一四四～一五四頁所収「管理・修理」。
- (3) 徳川宗勝（一七〇五～一七六一）。尾張藩八代藩主。もとは二代光友の庶子である松平友著の実子。養子として高須松平家を相続したのち、七代宗春の後を継いで尾張藩主となった。藩主在任期間は元文四年（一七三九）から宝暦十一年（一七六一）。諡号は源載。
- (4) 宝暦修理の経過については「御天守御修復取掛り分物出来迄仕様之大法」（名古屋城総合事務所蔵、『名古屋城調査研究センター研究紀要』1号「資料紹介」名古屋城天守宝暦大修理関係史料と「仕様之大法」（二〇一九年）に翻刻掲載）に詳しく記されている。以降の本文で引用した宝暦修理の日程は同書の記述にもとづく。
- (5) 宝暦修理時の巡覧に関する記録の一部は宝暦修理の関連記録である「国秘録 御天守御修復 下」（徳川林政史研究所蔵）にも引用されている。とりわけ宝暦三年と宝暦五年に関しては『御巡覧留統篇』に記されていない巡覧に関する記録も記されているが、今号では紙面の都合で割愛した。
- (6) 「国秘録 御天守御修復 中」（徳川林政史研究所蔵）。
- (7) 天守台石垣西面上部に残る開口部の痕跡のこと。慶長築城時の縄張変更に起因する痕跡とみられる。前掲（4）「御天守御修復取掛り分物出来迄仕様之大法」では「切抜」と称されている。宝暦修理においては仮設の棧橋が架けられており、資材や人員の搬入経路となっていた。
- (8) 「小猿車」と呼ばれる滑車を用いた引き上げ装置、もしくは「猿籠（サルコ）」と呼ばれる索道用の駕籠のことか。「猿籠」については田淵実夫『石垣』（一九七五年、法政大学出版局）一九六頁に解説がある。
- (9) 「御記録」宝暦五年五月十九日条、「国秘録 御天守御修復 中」（ともに徳川林

政史研究所蔵）。

- (10) 「編年大略」宝暦七年四月末～五月四日条（『名古屋叢書』第四卷所収、名古屋市教育委員会編）。枇杷島は名古屋城の西にある地名。
- (11) 前掲（10）「編年大略」では五月十日に巡覧したことになっている。
- (12) 徳川宗睦（一七三二～一七九九）。尾張藩九代藩主。八代宗勝の実子。藩主在任期間は宝暦十一年（一七六一）から寛政十一年（一七九九）。諡号は源明。
- (13) 徳川治休（一七五三～一七七三）。九代宗睦の長男。尾張藩世嗣となったが早世。諡号は源孝。
- (14) 徳川治行（一七六〇～一七九三）。もとは九代宗睦の弟にあたる高須松平家三代・松平義敏の実子。徳川治休・治興の早世後、高須松平家から宗睦の養子となって尾張藩世嗣となった。諡号は源白。
- (15) 松平勝長（一七三七～一八一二）。八代宗勝の六男で九代宗睦の弟。掃部頭。法号は亮諦院。
- (16) 世嗣による巡覧を含めると寛政四年（一七九二）治行巡覧が直近の巡覧となる。
- (17) 例えば「御巡覧留」に収録された天保十一年（一八四〇）三月三日の十二代齊荘による初巡覧は、事前の記録が比較的詳しく残っており、前年十二月の段階で御用人から御城代に巡覧実施の通達があり、二月には御城代配下の諸役人たちに巡覧準備を命じていることが分かる。
- (18) 徳川治興（一七五六～一七七〇）。九代宗睦の二男。治休死去後に尾張藩世嗣となったが名古屋に入国することなく早世した。諡号は源昭。

# 名古屋城 郭内図 (本丸・御深井丸・西之丸)

18世紀後半～19世紀前半頃  
 「御本丸御深井丸図」(名古屋博物館蔵)をもとに作成



## 凡例

- 建物
- 堀
- 門
- 堀
- 石垣・土居

## 本丸

- ① 大天守
- ② 小天守
- ③ 本丸御殿
- ④ 具足多門
- ⑤ 未申隅櫓 (西南隅櫓)
- ⑥ 南一之門 (表一之門)
- ⑦ 辰巳隅櫓 (東南隅櫓)
- ⑧ 鎗多門
- ⑨ 旗多門
- ⑩ 荒和布多門
- ⑪ 東一之門
- ⑫ 糶多門
- ⑬ 丑寅隅櫓 (東北隅櫓)

## 御深井丸

- ⑭ 東弓矢多門
- ⑮ 西弓矢多門
- ⑯ 三階櫓 (戌亥隅櫓・西北隅櫓)
- ⑰ 鑪多門
- ⑱ 穴蔵
- ⑲ 大筒蔵 (鉄炮蔵)
- ⑲ 厩蔵
- ⑲ 旅筒蔵

## 西之丸

- ⑳ 月見櫓
- ㉑ 未甲隈櫓 (二階櫓)
- ㉒ 麻木多門 (硫黄多門)
- ㉓ 寝多門

備考:「表門」～「榎多門」の数字は巡覧の順。○は順番不明

西側多門:御具足多門 南側多門:御具足多門 東側多門:御鎗多門・御旗多門・荒和布多門・糺多門 北側多門:糺多門

元御 春屋	塩蔵	不明門	御深 井丸	西北 隅櫓	西之丸	月見櫓	榎多門	図版	備考	出典
									入国1回目 順路不明	鸚鵡籠中記
									入国1回目 順路不明	尾藩世紀
			○						入国1回目 順路不明	編年大略
8	9		10					②	入国1回目	御巡覧留続篇二編
									入国2回目 順路不明	御巡覧留続篇二編
7	8	9						③	入国6回目	御巡覧留続篇二編
1.7	2	5	4					④	天守修復見分1回目 内堀の棧橋を使用	御巡覧留続篇二編
1	2	5	4					⑤	天守修復見分2回目 内堀の棧橋を使用	御巡覧留続篇二編
4		1						⑥	天守修復見分3回目	御巡覧留続篇二編
1.5								⑦	水害による窮民救済のため	御巡覧留続篇二編
8		9						⑧	入国11回目	御巡覧留続篇二編
6	7		8	9				⑨	入国1回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13	14		⑫	入国1回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13	14			治休1に同道	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13			⑩	入国12回目 松平勝長を同道	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13				宗睦2に同道	御巡覧留続篇三編
9	10	11	12	13	14		15	⑬	入国1回目	御巡覧留続篇三編
									入国2回目 順路不明	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13			⑪	入国13回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13		14	⑭	入国3回目	御巡覧留続篇三編
11	10	7	8	9					入国5回目	御巡覧留一編
									入国7回目 中止	御巡覧留一編
		5	6	7	8	9			隠居後1回目	御巡覧留一編
		4	5	6	7	8			隠居後2回目	御巡覧留一編
9	10		11	12	13	14			入国1回目	御巡覧留二編
									入国2回目 順路は齊荘1とほぼ同じか	御巡覧留二編
9	10		11	12	13	14	15		入国1回目	御巡覧留三編
									入国1回目 順路不明	尾州御小納戸日記

尾張藩主・一族の天守・本丸御殿等の巡覧記録

No.	年	西暦	月日	巡覧者	表門	本丸御殿	天守	西側多門	南側多門	東側多門	北側多門	東門
1	元禄8年	1695	正月26日	3代綱誠1			○					
2	宝永6年	1709	10月27日	4代吉通1			○					
3	享保3年	1718	3月6日	6代継友1		○	○	○	○	○	○	○
4	元文4年	1739	9月22日	8代宗勝1	1	5	2		3	4	6	7
5	寛保元年	1741	9月22日	8代宗勝2								
6	寛延3年	1750	2月24日	8代宗勝3	1	4	2		3		5	6
7	宝暦3年	1753	5月9日	8代宗勝4			3					6
8	宝暦4年	1754	閏2月20日	8代宗勝5	7	6						
9	宝暦5年	1755	5月19日	8代宗勝6			2					3
10	宝暦7年	1757	5月10日	8代宗勝7			3					2,4
11	宝暦9年	1759	9月22日	8代宗勝8	1	4	2	3		5	6	7
12	宝暦13年	1763	8月19日	9代宗睦1	1	4	2	3				5
13	安永元年	1772	9月23日	治休1 (宗睦世子)	1	2	3	4	5	6	7	8
14	安永元年	1772	9月23日	松平勝長1 (宗睦弟)	1	2	3	4	5	6	7	8
15	天明6年	1786	2月10日	9代宗睦2	1	2	3	4	5	6	7	8
16	天明6年	1786	2月10日	松平勝長2	1	2	3	4	5	6	7	8
17	天明6年	1786	11月2日	治行1 (宗睦世子)	1	2	3	4	5	6	7	8
18	天明9年	1789	2月10日 (中止)	治行								
19	寛政2年	1790	2月18日	9代宗睦3	1	2	3	4	5	6	7	8
20	寛政4年	1792	2/13→2/23→ 2月27日	治行2	1	2	3	4	5	6	7	8
21	文政2年	1819	9/13→ 9月23日	10代齐朝1	1	2	3	4	5	6		
22	文政6年	1823	11月5日 (中止)	10代齐朝								
23	天保2年	1831	2/22→2/24→ 2/28→3月11日	10代齐朝2	1	2	3	4				
24	天保6年	1835	2/20→ 3月17日	10代齐朝3	1	2	3					
25	天保11年	1840	2/21→2/27→ 3月3日	12代齐荘1	1	2	3	4	5	6	7	8
26	天保14年	1843	閏9/27→ 閏9月28日	12代齐荘2								
27	嘉永4年	1851	4/29→5/4→ 5月23日	14代慶勝1	1	2	3	4	5	6	7	8
28	安政6年	1859	11/9→ 11月13日	15代茂徳1		○	○	○	○	○	○	



## 翻刻文の凡例

### 表記方法

- ・ 闕字は一字分空白に、平出は二字空白にした。
- ・ 単語の並列は「・」を入れた。
- ・ 割注・朱書・挿入・抹消（削除）の表記は以下のとおり
- 〔 〕 …… 割り注
- 『 』 …… 朱書。朱書はすべて後に追加された文字と思われる。
- （ ） …… 挿入。墨字のみ
- 〈 〉 …… 抹消（削除）
- ・ 欄外の記載は冒頭に（欄外）と記し、該当箇所を「」で示した。

### 漢字使用法

- ・ 漢字は人名など固有名詞を除き、原則常用漢字としたが、原本に従ったものもある。
- ・ 異体字も常用漢字にした。
- ・ 変体仮名の助詞は、漢字のままとした。
- 〈例〉 茂（も） 者（は） 江（エ） 与（と） 而（て）  
尔（に） 而已（のみ）

### その他

- ・ 太字は、名古屋城調査研究センターで付けた見出しで、原文にはない。

(表紙題箋)  
一 因秘録 御覽留續篇 一

(中扉)

(朱文方印)

「蓬左文庫」

「發端

御巡城舊蹤畧 一」

## 序

御巡城舊蹤畧私記序

名古屋御城御経営ハ慶長十五年庚戌尔て、其始 源敬公様 御本丸  
尔 御座被遊しか、元和年に至て二之丸尔 御住居の御催し、同三年  
頃 御殿も追々御出来寄、同六年庚申の頃二之丸 御新殿御御移徙  
の由、同九年癸亥 將軍 宣下 御上洛之 御帰路 名古屋御城御  
本丸おるて、八月十二日ハ 公方様、同廿三日ハ 神君様御饗應  
の御事御座被為 在(御座之)『乃』よし、此等の御用意成し奉らせ  
給ふ尔てかおはしまし候やらん、早く二之丸 御移徙も被為 成ぬ  
るかとは窺ひ奉れとも、御座所の御趣ハ昔(ハ) 御本丸の通『り』  
の御立格なり、尔来御代始必先 御天守に被為 成御例 御代々の  
御式礼、併 公邊の御模範 御国初の 御嘉例、皆是 敬公様御  
以来の御遺事(成)『なる』へし、然れとも 章善院様御代までの  
御事ハ委(へし)く分り難しと 源戴公様 御代始 御天守 御成、  
御祝式相畢て後、御矢倉・御多門・ 御本丸御殿等 御巡覽の御次  
第後の鑑たり、今日の御事上々の御方々様ニも御祝儀 仰上られ、又  
御臣下衆御用列以上衆迄御祝儀申上奉らるゝ、古義形の如く相濟訖ぬ、

かやうに 御代始御天守御成の御規式の酷た厳尔重くなさせらるゝ  
の訳、如何尔といふ尔つけて、先天守と云物の来由を推考る尔、城尔  
天守を貴む乃風ハ應仁年より前尔有之趣尔て鈴録尔見せ、矢倉ハ天守  
の事と出れば、元陣營の栖楼を寫して城中尔備へし、其始尔や、後  
是を潤色する尔、古への觀閣の類を模しても来りけん、武家の英雄所好  
尔随ひ工夫を加へ、城尔高楼建しも適在りと見えて、山名金吾領国尔  
小城あり、昔より天守・矢倉等備はりし由蹟礫集に出、件の領国但馬  
尔て其時代康正・享徳よりもあなた年の年歴に見ゆ、天野信景集書に、  
江戸城ハ昔太田道灌の取建、康正二年尔初り長禄元年まで三年尔成就  
すト、此城尔高楼建て静勝と名付け、額など『も』懸(有)『あ』り  
し趣、新篇鎌倉志尔出、(是併)『これしかしなから』城中の高楼尔号  
を施す乃始尔や、(又)『また』道灌早く亡ひしかハ、其静勝の名も伝  
(は)らて世尔は弘まらさりし尔や、又天文六年の頃、撰家の公達武  
家尔成給ひて、美濃國金山(今兼山村)烏ヶ峯尔新城築き、三重の高  
楼を建る、廻廊・欄檻あり、此楼号有無知れず、爰尔時旋り物変りて  
慶長四年、此金山城を尾州尔移す、今犬山の御天守是なる(由)『よし』  
金山記尔出、弘治元年清洲城尔北の櫓・南の櫓と信長記に書たる物も、  
聽見記尔は北の矢倉の天守とあれハ、是も一の高楼尔や、今御深井丸  
乾隅三階御櫓是なりと申傳ふ、

(貼紙)

「(安政三丙辰九月八日(天晴)抄之 徳義六十四歳

江戸名所図會五ノ八十六丁目〔表題二ハ十五ノ卷〕」

自得山静勝寺曹洞派の禅宗、稻付に在り、此地ハ太田道灌間諺の居跡  
也、道灌亡ふるの後ハ狐兔のふしとゞなりけるを、中頃萍水浮雲の僧  
あつて、此所尔草庵を結び道灌寺と号す、是当寺草創也、其後太田家

より当寺を建立ありて静勝寺と改む○太田左衛門大夫資長ハ〔或ハ持資と号ス、初の名ハ源六郎、世尔左金吾と称ス、薙髮して道灌又春苑香月静勝と号ス、永享四年壬子相刃尔産ル〕源三位頼政十世の孫備中守資清入道々真の子也、扇谷上杵修理大夫定政尔属して江戸城に住ス、父と共尔武毅勇烈関東尔覆ふ故尔、人唱んで真灌と称ス、又城を築く尔巧なり、東国の城多者道灌の指図尔して築所也、長禄元年武刃江戸城を草創し、城中尔燕處の室をいと名ミ、静勝と名つく、西を含雪といひ、東を泊船と称す、和漢の書を集る事幾千卷といふをしらす、常尔こゝ尔在て詩歌をたしむ、仍城北尔首神を勧請し、祠を建ル〔今の御城西平川天神是也〕、此時両上杉〔扇谷上杵修理大夫定正・山内上杵兵部少輔房顕〕権をあらそひ、互尔こはミ、終尔間計を以て定正尔道灌をうたかハしむる尔よつて定正人をして灌を浴室に刺殺さしむ、時尔文明十八年丙午七月廿六日、年五十五歳〔相刃糟力谷洞昌寺尔葬ル〕、死尔望むて云く、余を害するハ定正亡家の兆也と将して、定正威衰へ再び振ハす

『徳義私ニ云、人灌の真ヲ不悟、何ゾ燕楽の基尔静勝ヲ作ランヤ、是今の天守の祖ナルベシ』

又永禄元年乃春、尾州楽田乃城を敵不意尔攻入し時、城主の父家督の後殿主と名をかへて城中尔高さ二間餘尔壇築き、其上尔五間・七間の矢倉作り、二階尔ハ八幡・愛宕の神を勧請し、椽通りに槍弓手楯等を置しかハ、其所を好く持固め敵を追出せし事他尔聞傳へ、誰もほしき事とて圖を写よせ、龜相尔天守を立しと叢説尔出ト、天正四年信長公経営成し給ふ安土の城尔は、天守七重上尔廻廊・欄檻ある乃趣聰見記尔出、神君様此城尔被為 入への御事、家忠自筆の日記尔、天正十年壬午五月廿一日、安土より鶴善六折紙被越候、『二字明ケニ書』

家康公去十五日安土江被越候、御山尔て御ふる舞、十八日尔ハ『二字明ケ』家康公御膳へヲ『を』ハ上様御自身御すへ候由ト、御年譜附尾ニ、天正十年五月廿日信長挽ニ公御手ヲ以天守ヲ共ニ歴覽ト、茶道要録へに『二、信長公天守尔て宗易か點茶の手前上覽、権現様大坂御城江被為『一字明ケ』登の時、天守に奇貨雑珍を委ね積み、宗易をして御茶を點せさせ給ふト、大閣新築乃伏見城天守のきざ階ハ青貝尔て、慶長元年明国の使を饗應へ有』『あり』し事豊臣紀に出、惣して安土・大坂の代、天守を以珍客饗應尔は取上の所と成されし風俗へ也』『なり』、御当家の御代と成らせられては、右様の侈風を御削り遊はざるゝ尔や、只武備御一遍の御風義の様尔ても、当時の體城乃結構尔於てハ、此天守尔給まれる所至極の物と見えて、玉露叢に慶長四年二月廿九日、加賀大納言利家卿大坂より 内府様為御見舞伏見へ登り尔付、家康公尔も小舩尔て迎尔 出御、此節大納言殿内府様江仰候様ハ、御屋敷道端故種々之儀を申候間、向嶋江御移可然と、因茲向嶋尔御普請出来御移と、其頃此 御所を『指而』奉申事尔や、御年譜附尾ニ慶長五年庚子七月七日、石田等以ニ連書ヲ責ム於公、其辞ニ云ク、一如本丸被上ニ天守事ト、家忠日記ニ慶長四年八月十二日、大坂西丸ニ天守を築きて 大神君を請し是に移し奉るト、されハ天守の武備尔於て至要たる事ハ勿論、又天守を以貴翫の所として奔走とも成し事なり、爰に黄金井を備ふるも大坂城御天守の模様なれば、往初天守营造の格も其法を立るへ所』『處』成へし、尔来城中尔於てハ此天守尔超る事へな』『無』しと立来れるハ中世の風俗なり、此時尔当り天下城普請ある尔、天守を揚されハ城も其城尔あらすと思ふ勢ひなり、此尔於て名古屋〔二字明ケ』御城御普請始る、御天守ハ加藤肥後守清正獨望み乞ひ奉りて、其功を励まるゝ、

御大工棟梁ハ京の中井大和也、抑 御当城御経営ニ付〈而〉『て』

神君様無量の御心を〈被為尽〉『尽させらるゝ』御事、談海爾慶長十五年庚戌正月九日 『○行ヲ改ル』大御所自駿府名古屋江『二字明ケ』御越、繩張被 仰付、二月より可有普請ト、閏二月〈廿〉八日、駿河在府西国衆、尾張国名古屋普請ニ今日駿府を立て上らる、六月三日根石を置、同十六年三月 『○行ヲ改ル』大御所上洛、六日駿府を立給、十一日岡崎より名古屋ニ 着御、翌日ハ彼地ニ 御逗留、十三日岐阜江、今度『次第上リノ文格』秀頼公に 御對面〈也〉『なり』、

(貼紙)

〔徳義云、次第上ケト云文法ハ、欠字無クシテ行ヲ改テ上ヨリ書ヲ云〕

(貼紙)

『欠字無シ二本行上ヨリ書ヲ次第上ケノ文格ト云ナリ』

相濟而四月十八日 御出京、廿二日加納より名古屋迄 出御、廿三日御立、同十七年壬子正月、遠參尾 御鷹野可有之御首途、十四日(吉田十五日) 吉良 御着、十九日 御鷹野、今日成瀬隼人正・竹腰山城守可參之由駿府江被 仰遣、是ハ名古屋御普請之事為可被 仰付『と』云々、廿三日雨 御放鷹、成瀬隼人・竹腰山城參向、廿七日岡崎より名古屋江『二字明ケ』着御、古主計の家爾 御止宿、但『二字明ケ』新殿造作出來『二字明ケ』御座所とす、廿八日〔『二字明ケ』〕御屋作隍以下之事被 仰付、廿九日岡崎江 御帰着、二月十一日府中ニ 御帰座、七月晦日昨今の雨『二字明ケ』殿守の窓戸に入〔駿府御城〕漏滴如雨、即大工源右衛門江被 仰下て『二字明ケ』曰、是中井大和か念を入故也、名古屋の殿守如此不可作為曲事ト(云々)、大和當時上京、源右衛門ハ大和代棟梁也ト、同廿年『乙卯〔元和改元〕』四月十日 『○改行』大御所尾州名古屋ニ 渡御、『○行ヲ改』宰相殿〔朱

書源敬公様〕為『二字明ケ』御迎途中迄令『二字明ケ』出給ひ、則御供十二日戌刻 宰相殿『二字明ケ』御内室熱田より 御入輿、十四日 宰相殿三ツ目之『二字明ケ』御祝 『○行ヲ改』大御所本丸ニ 渡御ト云々、右尔出る古主計の家とは、(今の)〔其時の〕二之丸(尔て、則今の) 黒御門の御内地、往昔平岩殿御国務預り奉られて在居の跡の空宅、爰に御設の 御新殿江(神君様尔は)『二字明ケ』入御被遊しとなり、其節 源敬公様御座所之『二字明ケ』御殿、御本丸〈之〉『の』證前文尔て明らかなり、是皆豫 神慮を以『二字明ケ』御造営向、別して両家衆江 仰含められたる所の御結構成へし、職人由緒書に 御天守過半出来、三重目御垂木打之節 権現様御上洛、御城〔『朱書』世俗御天守ヲ指テ御城ト云〕上覽ト、是慶長十六年成へし、御天守御普請慶長十五尔始り、二年目猶御半途なり、実尔此 御天守乃御成功たやすからず、塩尻城内乃重閣天守と名付る者、濃州岐阜の城郭尔始る、政秀寺の開祖無礙禪師信長の命尔因て名付る所ト、又天守ハ安土より始る、安土尔切支丹町あり、天主の字を書替へたる成へし、信長の頃天主教行ハれ、この臺上尔天主を安置し祭れる成へし、天主教禁止せられし後ハ天主臺と云名も改むへき事と、南留別志拾遺尔出ト、信長天主教を实尔信し給ひし尔ハ非らず、那蘇宗の敵を可降謀乃為と、後邪徒延蔓する尔及て後悔の由とも聞えたり、されハ天守臺の起り愈舊く天守の名乃始(へり)、信長公を権輿とせば、新らし、邂逅其以前尔天守と記す物ハ、後人城内乃高臺天守と云ふ習ハし尔経ぬる尔やあらん、悉く其是非今究め難し、又塩尻尔尾城慶長の大宮殿主土木事初の日、地鎮あるへきか乃よし有司沙汰せられし、『○改行』神君曰、殿主こそ一城の鎮なれ、何の祈禱をかすへき、凡城ハ其有てる主の武備と政道とによりて盛衰ハ有なれ、豈地祭を頼む

へきやと『二字明ケ』仰事ありしよし、実尔 明君の御心其本を慎み『二字明ケ』思召て、祈祷乃末を頼ませ給ハさりしにこそ、末の世までの御いましめなりけると云、又列国より 御家を仰きて『二字明ケ』中国公方と申奉れば、名古屋『二字明』御城ハ則中国の鎮府なり、〈その〉『其』御城鎮なる此 御天守御経営の初め、清正独拙て望み請ひ奉られしまゝに『二字明』御委任遊はさるゝも、元の清正の器天守乃義尔相應の故なるへし、古ハ天主・殿主・殿守乃字共に用ひ来りし『なり』、或人云、七書明傳に、柔二而静也、義勝<sup>スハ</sup>欲<sup>ニ</sup>則昌ユ、これ道灌の江戸城樓の号、静勝の出所か、また同書ニ、天官徳以守<sup>ル</sup>之、これ天守乃出所かト、然れハ天守ハ智・仁・勇の三徳を崇むる所なり、若又天守の名天官に據らば、則天尔たとへし所ハ君位乃場なり、貴き事限りなし、されは其棟に揚らるゝ鱸乃事、塩尻尔漢唐の代宮室に冠らせしハ魚尾星乃形ちを作れる由、墨客揮犀に見え侍れハ、さして魚の名をいふに及ハざる尔やト、惣て屋上に水縁を好むは、みな火災を壓ゆる由と雖、爰尔も彼星に據りて象ち作れる事ハ、則天尔たとふる所なるか故なるへし、又加藤某の家記の趣尔ハ 源敬公様御代元和三年、始てナ、カマドの木を今の所植しめさせ給ふへしと 御尋問の砌り、道春先生の説尔、此木ハ和合の木とも申よし、夫一城の天守ハ天地の二体尔象る、城主ハ人体即天地人の三才なり、其三才和合乃表事、萬代不易の御主意ト、又 瑞龍院様尔も黄金井の水をきこしめされては天つ守り乃 御詠詞あり、かゝる各義の深きをも含める故尔や、元天守は君邊尔揚る格の物なり、元和以後 御座所の隔つ御事ハ、一旦の御時勢尔て又余義もなし、其故実<sup>ニ</sup>於ては更尔退轉なき御傳へ尔て 御天守御側より司り来らせられ給ひしなり、 明公御傳尔或夜の 御話、天守の半櫃は必天守尔置に及はずと思ひ取寄

置、時尔出水の難あり〔明和四年洪水、埋門の下迄溢れ来ル〕、天守乃箱かおりたる故と、下々風聞するよし聞し故、民の心を破るハ天心を破るなりと思ひ、元の如く上させ置しとの給ふト 御天守の御鍵 御側尔置せらるゝ故、御天守御用の節是を申請る時、御城代衆言上 聞し召、御〔鑰〕〔鍵〕奉行の人江〔御鍵〕御渡させ〔被〕遊〔され〕、御取次の人相渡さるゝの境速尔是を復奏す、其日の事相濟て御〔鑰〕〔鍵〕御側尔返上の御法なり〔寛政乃頃カルヤ、御在府御打續の時、御鍵御城代衆江御預け、尔来〔不被〕復〔されず〕、実尔 御天守御條々乃御親重成事、恰も 御一體御分身乃如くなり、こゝ尔於て昔より 御代始御衣服御改被遊 御座所より直に 御天守尔被為 成、古来是を名付て 御天守御成と申奉る條『二字明ケ』……………』 御代始の御式 御天守御成以前にハ、元 御座所御本丸明き 御殿江不被為〔入〕 入御例、一向 御天守濟させられて後尔こそ、御多門等一同 御本丸御殿も 御巡覽の古義なれ、是偏 御天守のみ専旨と遊さるゝの御舊傳、其御礼式悉く 御天守御崇敬ならずと云事なし、御中世 源戴公様 思召の厚き往初、清正造進の時 御天守五重目御屋根のみ銅瓦尔て、残り四重は土瓦なりしを、二重以上も銅の瓦尔為させ給ふへきとの 思召尔て葺替被 仰付、御永世堅固成やう萬端の御修理の事、寶曆二申尔始り同五亥尔終る、其間凡四ケ年尔て御成就、五月十九日 御清見の御成御祝式御鬨斗を備ふ、世尔是を寶曆大御修復と称し奉る、其年間尔於ても度々爰尔被為 成、御監臨遊され累年に其御功績を令遂させ給ふ、又 御天守 鱸御造替乃御事、慶長乃始より二度目ハ 晁禪院様御代享保十一年丙午なり、三度目ハ 源順公様御代文〔化〕『政』十年丁亥今歳六月九日 御造替成就の 御清見御名代御城代衆、御修理懸り御役人

（の）衆中皆麻半上下着用、御祝式の行事あり、実尔 御天守の義は毎年嚴重の御例なれハ、御代始御天守御成の御舊式も弥以尋常の儀尔あらず、御國政樞要の御一ヶ件成へし、然る尔その事実沿革出来りて、適御舊制も匿れ失へむとする有り、潜カル此尔感ありて只温故知新の道をたとり、僅尔得る事あれば則遺忘の為文盲の筆尔任せ、歲月意の及ふ處を一向尔書集しものなれハ、極めて誤謬多かるへきを恐るゝと雖、卑官の私記元より 御城中の御故實又御帳尔闕くして、其誤りを訂すへき尔便り無きは、誠尔歎息の至と雖卑力及ひ難く唯其尔閑ぬ、若後『の』人この志を哀れみて、正補の幸到らん時を俟而已

嘉永七年甲寅六月 奥村定兵衛徳義謹識

## 跋

御巡城舊蹤畧私記跋

閑際筆記尔俗尔称す、宮城營築の時必些しの未成處あらしむ、是安鎮乃術なりと、此言尤好し止營築のみならず、凡事皆然り、故尔先儒乃曰、大抵大家常尔不足の處あらしむへし、十分快意の如きは天闕之卜実尔や、寛永十二年 駿府御天守、明暦三年 江都御天守、寛文五年 大坂御天守、弘化三年 和歌山御天守御焼失乃後、建させられすと承り及ふ、又 將軍家御居城ハ天下無敵事を示させらるゝ駿今（是）『尔』 公義御城屏矢炮の狭間を開かせ置れすト、又 江（都）『戸』御天守乃御事、往昔の趣御泰平の御代尔何となく 公義御手廻しらしく無之様尔との 思召、民の勞、國の費を以姑らく 御天守闕置せらるゝ由、土津灵神言行録を補ひて稽徳編ニ出（せり）、然らハ何方尔も天守一（たひ）『度』失へは再び営み難き故、今ハ 名古屋『二字明』御天守のみ御太切の至極なり、思ふに往初以来 御当（城）『城』の御事ハ、今に御経営乃御半途なる、却て除災迎福の御祈りともなれるならん、抑慶長十五年庚戌を以 御当城御建始、是より算へ降て六十一年目毎支干（マ）相當乃節々御祝ひの御嘉例、其日 御城惣番御料理・御酒、其後御吸物・御酒など其度々尔被下之由相傳ふ、其古義乃御祝歳と承る處も、所謂寛文十年・享保十五年・寛政二年・嘉永三年迄既『二』四回りも過させ給ふハ、誠尔目出度御事なり、名古屋御城築より支干三度目尔及ひ候（二）付、右御祝儀 公義尔（於ても）『おゐて』御能有之、是ハ 御城尔付ての御祝義尔候ト、又御城若かへり乃御祝と申儀と、伊藤直之進遺書に見えたれば 御当城支干毎度の御祝と申儀も重き御事、 公義尔ても『二字明〇』

『〇』尾張御〈家〉『國』の御事ハ御太切ル 思召させらる、是ルテ

『改行〇』御家ハ中国『二字明』御守り乃廉も『〇』相立、又世ル『改行〇』中国公方と崇め奉る由乃『〇』訳も明らかなり、抑『一』名

古屋『二字明』御城築以前此地柳多かりし因みルテ柳が城と申奉るも自然ル 中国公方柳營の御寄せへも浅からぬ名ルや、又此 御城

築以前那護野の山頭ル立給ふ天王乃社務安養寺、南方蓬萊ル因りて龜尾山と号せしかとも聞ゆ、今ハ其嘉号蔓こりていつしか那古野の山の

惣名ともするルや、山口七尾乃社、一ル龜尾の天神なと寺社志ルも記す〔名勝志龜尾と書〕、かゝる佳名も後ル繁昌の土地と成へき前兆ルや、

萬葉集に桜田へ田鶴鳴渡る乃歌の名所ハ則この龜尾山より東南二里餘り乃所桜村の由、共ル愛知の郡なり、件の鶴の中に古きは丹頂ルテ、今

ル龜の尾山乃 大城ルも『舞』来りて〔舞〕遊ふと云へり、此御寄せルや 瑞龍院様御代、鶴が城とも名付させ給ふとぞ申傳るなり、此

『龜』〔下〕鶴『上』〔龜〕の縁ルテや、 御天守金魚席乃眼ル一方ハ鶴、一方ハ龜と覺しき模様を彫り付し物、文政御改造の時出たるとぞ、

実ル千秋も萬歳も動き無き 御城鎮の 御天守に御来由の御吉瑞、多く有る御事とも思ひ出るまゝ、是も後リへル書加へ置ぬ

于時甲寅初秋

奥村定兵衛徳義

六十五歳謹書

## 大概

大概

一 御天守御成の古義、寮中殘闕の紀を本として、其外ルも適得る事

ハ加へて、僅ル御年表を合する、又節々の御次第書の如きも難得所は則欠く物多し、若自然ル此後共得る所ハ追而補ふへし

一 古代程質實の風篤ければ、古義を傳へて変化へなく『稀ルして』其徳大也、後年是を迂遠とする時勢ル相赴き、甚きハ其事乃善悪

をも不問して、古傳を舊習と名付て嫌ふ風、文化ル至て頻リルや、其弊遙カル天明・寛政ル芽すかと思ハるゝ事有しよりこのかた、

今嘉永ル至り初めて復古の声聞ゆと雖、此 御巡城の條ル於てはいまた充実なる事を承らす、其間凡七十年に及ふへし、此境を可

考為に設けて安永以前を御古格となし、天明以後を御今例と名付る

一 古有りて今無き事は、是を中絶とし〔見る〕、又古の例ル今不合物あり、是を变化と為す

一 源戴公様御代以来を集むる〔事ハ〕、其以前の儀寮内の記もなく、又外ルも求難き故なり

一 無窮ル書續き奉るへき便宜を以毎冊御一代とす、所謂

源戴公

源明公

源順公

源僖公

源懿公

源欽公

右御六代の処 僖・欽御両公様御代ハ御一世関東 御在府ル  
て 御入部無御座故此尔預り奉らす

一 古ハ 御順覧など（奉書事）見ゆ、後 御巡覧とあり

字彙ニ、巡者視行也、覽者視也ト、訓蒙文家必用尔、視ハ見

届ける意也ト、日本逸史延暦十一 中畧車駕巡<sup>ニ</sup>覽諸院<sup>一</sup>

一 御本丸・御天守御成といふ、御今例尔新名目始る、凡天守ハ一城  
に一所ならては揚ぬ物なり〔小天守と云ハ附属の楼尔て、别尔訳  
有る物尔て（一城の天守尔ハかそへ入かたき）（世尔ハ知られぬ）  
物なり〕、又本丸の外尔は置ぬ物なり、因茲何城の天守とハ云ふ  
へし、何丸の天守とは申さぬ事尔て、能く通するハ其城鎮たる天  
守の徳なり、此故尔 御天守御成、 御本丸御殿尔々の所々 御  
巡覧など御書出しハ至極練精なる古格の御文言なり（今匿る）

（付箋）

追考

神祖請し奉るへき為、大阪城西丸にも新天守揚しハ、石賊一時乃（謀  
計）（媚謀）故、本條乃弁別にハ引用為し難し、謹て案する尔、天  
守ハ城鎮とならハ太切の物なり、抑人も身一ツに心一ツならてなし、  
されハ則城ハ城主の御身體、天守ハ城主の御心の舍なるへし、故尔  
坎一城に天守一臺に限るなるへし、然る尔大閤薨して後、間なく天  
守二臺尔及ハセし、大坂の行末彼淀殿・秀頼公と並ひ立て政道あれ  
ハ一城二主の如し、是よりして終に豊臣家亡ひ給へるもその始姦臣  
等乃欺策尔出る（権道）（事）とハ云なから、既ニ一城に天守二臺  
揚ルト云事ハ古今珍らしき例（なれハ□）一旦の権道も）却て自  
から其凶兆を表し示す所なるへし』

一 御官御名ハ每行頭尔改め認むれハ、紙丁多く成事を畧して 御官

御名ハ二字を避け、其餘ハ一字避け尔仕置ぬ、又引書の事尊卑を  
撰はず、凡（事の）古きを以先と為す、又書目を忘れたる事も、  
其序尔因てハ（引て）挙る物あり、又毎條紙を別ち置ハ猶此後證  
文を得る時、即追加仕易きか為なり

一 元和年中 御本丸を被為 避之節、二之丸之中央を 御本丸尔た  
とへて 御座所を（被）構『へられ』、爰を 御城と名付奉り給  
ひて、元の 御座所御本丸を其儘尔御移りの御慣ハしなり、因茲  
此 御城則 御本丸の體なり、御天守則 御本丸尔附物なり、此  
故尔元和以来御場所ハ隔つと雖、御天守『ハ』此 御城御構内  
御側近く尔建て在へる』之』か如くの『二字明』御立格の趣なり、  
是 御巡覧に付へる』て』心得第一之急務なれば、当時 御座  
所の古傳粗指之

御城 御座所の惣称

四足御門 西向 一名孔雀御門

御式正（之）『の』御門なり

黒御門 南向 御城表御門

正保二年酉二月、御触状ニ 御城江可被戻、或記〔瑞席御治世  
記トモアリ〕（に）寛文元年丑五月廿五日、松平右京大夫様〔後  
讚岐守頼重卿〕熱田より御立寄於 御城御馳走、同八月 水戸  
様〔七月廿九日御逝去 源威公〕為 御吊『二字明』上使御書  
院番頭朝倉甚十郎被參之処、 御忌中故 御城江ハ不被參、竹  
腰山城守宅二之丸之内おゐて御馳走有之ト

以上の文尔て 御国初『二字明』御座所の御名目立らるゝ訳も能  
分別せらるゝ尔や、則今の黒御門内 御座所の御構を以御城と称  
し奉り、又黒御門の外を二之丸と申せし、是を猶一入委しく心得

るは、昔二之丸御地内を二ツに割りて、其中央を 御本丸ニ擬して 御座所を取り、新たに御名目を（被為 立）『立させられ』『二字明』御城と称し奉り、其傍の廻りを二之丸と名付させ給ひしかハ、詰り（之）『の』処二之丸の内を二郭尔別けたる御格なり、此御差別の御格ハ今尔傳ハりて、必黒御門内 御座所の御構を者 御城とそ称し奉る、又往古より両家衆の邸ハ黒御門南の御曲輪尔在り、寛文三年三之丸江移（■）跡今向フ御屋敷と申所二之丸ト立られし御曲輪なり、然らハ今も 御城と称し奉れる、此御座所ハ 御本丸の筈なる義明らけし

御城御名目の訳之事

事物紀原（八卷）、内謂<sup>二</sup>之城<sup>一</sup>、外謂<sup>二</sup>之郭<sup>一</sup>、されは二之丸乃為に本丸ハ内城なり、因茲今の 御座所を 御城と名付奉られし、往初の御吟味浅からぬ御事尔や

御座所之古体（絵図①）

〔表紙題箋〕  
「因秘録 御巡覽留續篇二」

宗勝全般

〔朱文方印〕

「蓬左文庫」

源戴公様御代 御巡覽之御事『元文四末・寛保元西』『寛延三年  
『宝曆九卯卜、大抵御四ヶ度計りならてハ、表御帳ニ留不相見由粗  
相聞候、然共穿鑿仕候得者猶其外ニ 御成之御儀も御座候、其儀ハ  
表御調之御事ト奥限之御事ト御両段之御訳ニ而も御座候哉、左様之処  
より奉拝察候得者、表御帳ニ無御座四之御節々ハ俄ニ被 仰出 御  
成御座候御模様カニ奉窺候、扱右之御節々 御衣服  
御初度 御熨斗目 御半袴  
御二度目已後 御裏付 御上下 〔裏付之着用方前冊ニ出〕  
御羽織 御袴 〔其御時代御国御平服〕  
如斯御差別被相立候御儀ニ奉伺候、左候得ハ表御調之御節ハ、中  
々 御敬義ニ御座候、仍之御當代御年歴ニ早見之印表御調ニハ『  
印、俄 御成ハ『○』印付置候

源戴公様御巡覽御年歴大抵

元文四末 御入部〔五月四日巳刻 御着城〕

『正月十三日 御相續〔章善院様御隠居之御跡〕

御実 瑞龍院様御末男從五位下但馬守友著朝臣〔御分知五千石〕

御嫡子、友相卿追々御改後ニ 宗勝公卜奉申、宝永四亥御誕

生、享保十一午從五位下但馬守、同十七子高須御二代高德院殿  
為御養子御相續、從四位侍從、同十八丑少將ニ御叙任、

二月三日 御叙任〔イニイ〕宰相中將〔四月十一日 御帰国 御  
暇〕

●九月廿三日〔御入部之 後初而〕

御本丸 御巡覽

同五申 御留守〔三月三日 御発駕〕

『十二月 中納言〔從三位如元〕』

同六酉寛保改元 御在國〔三月廿三日 御着城〕

●『○』九月廿二日 御天守江御成〔〔編年記ニ出、留記等散失〕〔〔表紙抹消〕〕

寛保二戌 御留守

『旧冬御願濟 伊勢 御参 宮、正月廿八日 御発駕、二

月朔日 両宮、四日 御帰城、已上七日力

同三亥 御在國〔四月十日 御着城〕

同四子延享改元 御留守〔三月三日 御発駕〕

延享二丑 御在國〔四月十六日木曾、御着城〕

同三寅 御留守〔三月朔日 御発駕、木曾〕

『二月廿七日市谷御焼失、四方御長屋残ル』

同四卯 御在國〔四月十一日 御着城〕

『御巡覽（也）、九月一日犬山、二日今岐阜、四日 御帰城』

同五辰寛延改元 御留守〔三月三日 御発駕〕

寛延二巳 御在國〔四月七日 御着城〕

同三午 御留守〔三月三日 御発駕〕

●『二月廿四日 御本丸御巡覽

同四未宝曆改元 御在國〔四月十一日 御着城〕

宝曆二申 御留守〔三月三日 御発駕〕

〔三月十五日 御天守大御修復手斧始、御城代衆〔三人〕・御国御用人衆・諸御役人（衆）中、五半時出座、九時退散〕

〔四月十八日 御天守の小天守江御道具移御用意、御城代衆初登

城

同十九日 御道具移〕

同三酉 御在国〔四月十九日 御着城〕

〔○〕五月九日 御天守御作事場 御巡覽

同四戌 御留守〔三月朔日 御発駕〕

〔○〕二月廿日 御天守御作事場 御巡覽

同五亥 御在国〔四月廿一日 御着城〕

〔○〕五月十九日 御天守御修（マ、）修御成就 御巡覽

同六子 御留守〔三月三日 御発駕〕

同七丑 御在国〔四月十三日 御着城〕

〔○〕五月十日 御天守〔江〕（二）御登段（也）、編年〔記大意〕（大

畧二）四月末の雨、（今）（五）月二三四ト日々甚雨、枇杷嶋以

西如シ海ア、水入之所屋上ニ居ル船ニ而助レ之ヲ、御城

ニおゐて粥を煮、水入者ニ被レ下レ之ヲ、前代未聞ト云、今

度水入西北共一圓ニ如シ海ト（云）、仍之御覽之為ト云々

同八寅 御留守〔三月朔日 御発駕〕

〔御着城之日 御城惣番裏付上下〕

同九卯 御在国〔四月十三日 御着城〕

〔●〕九月廿二日 御本丸御巡覽

同十辰 御留守〔正月十五日 御発駕〕

同十一巳 御在国〔四月朔日 御着城〕

〔五月十三日 源戴公様御異例ニ付 名古屋江 上使、無 御對

面、六月十四日為 御看病 源明公様 御着城、六月十九日御尋

之 上使、同廿四日 御逝去、御諡号 源戴公〔御寿算 五十

五〕、七月六日辰刻 御葬送、同十一日 上使、七月十九日

源明公様関東 御下向、御発駕〕

以上

源戴公様御一世二十三年

宗勝 元文四年（一七三九）

元文四未年〔九月廿三日〕

源戴公様初而 御成〔之節御〕道〔順〕

畧図

御二度目

御成之節茂御道順御初御同様之趣ニ付、指圖ハ〔不作〕〔生ル〕

〔省〕

元文四未九月廿三日

源戴公様初而

御成之御道順『生ル』

源戴公様御巡覽御次第

元文四年未九月廿三日、今日天氣能九半頃、御拵御熨斗目麻半御上下被為 召、御鑲之〔間〕通、御炬路口より 出御、御天守江被為 成、五重目ニ 御着座被遊、御臣下年寄衆・御城代衆 御目見被 仰付 御手自御熨斗被下置候、夫より小天守・御具足御多門江被為 成、御具足 御覽被遊、御旗 御覽之節ハ右奉行〔平岩瀨兵衛〕罷出入 御覽、御鎗御多門ニ而者右奉行〔兼恣善藏〕罷出、御本丸『○』『○』私云、御本丸御殿中ノ事ナリ』江被為 成、御本丸御足輕頭〔大津新五左衛門〕御先立仕 御殿中不殘 御廻り被遊候、大津新五左衛門 御目見被 仰付、御手自御熨斗被下置、右御礼 御目見、年寄衆披露有之候、御弓矢多門江者御弓矢奉行〔朝倉忠兵衛・岡部藤九郎〕罷出候、御城代衆引請之場所御案内被申上候、御鉄炮蔵尔而御城代組之内、御鐵炮奉行・玉葉奉行罷出 御尋之品申上候、夫より御深井丸〔江〕〔『徳義〕（私云、）謹按ニ今の西ノ丸の事（尔して）則榎多土戸内と常尔申所の事也、今の御深井丸の事尔ハあらず』江被為 成、御深井丸番頭〔橋田与左衛門〕 御先立仕候、右相濟御炬路口より 歸御被遊候

以上

（潜ニ云、）右御次第〔書〕ハ 〔御側〕（奥）之御（日）記（之由也）、〔御小納戸ニ潜求之堅他見ヲ禁ス〕右之趣ニ而ハ御城代衆〔之〕御案内振不相分、〔是等ニ付而ハ〕（猶）次ニ出〔た〕る寛保元酉之御次第〔書〕ニ照し、〔勘合せ〕（併考へ）之委細を弁スへし

宗勝 寛保元年（一七四一）

寛保元年酉九月廿二日 御裏付（御）上下被為 召之、御数寄屋口  
へ 御駕二而 出、御拍子木御門内 御左之方江付、御城代為御迎罷  
出、此節 御先江相越候様と与 御意御座候、右之後之方ニ御鉄炮奉  
行・御具足奉行列居、勿論 御意ハ無御座候、

（欄外）

〔右之後之方トハ東ヲ前トシテ西ヲ後トスル也〕

同所 御左之方江付、御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行・御作事奉行  
出居申候付 御詞被為 懸之、二之御多門〔南一二之御門枳形を指  
趣也〕内 御左之方江御本丸御足輕頭罷出居申候 御詞被為 懸、  
夫ハ小天守口尔而 御下乗被遊候、此節御城代御案内申上 御天守江  
被為 揚、五重目迄 御覽被遊、夫ハ小天守下石垣際両錠口より御  
具足御多門江被為 成、御覽相濟御（覽）（庭）通り 御本丸（江）〔今  
之御本丸〕御殿中之事（也）江被為 成候、御殿中御城代御案内  
申上 御殿中 御覽被遊相濟而、表御玄闔江 出御、御深井丸江被為  
成、〔御旗多門・御鎗多門 御覽被遊〕私云、御深井丸江之御通  
懸ニ此両御多門御覽之訳（也）也御城代御案内申上候〔御弓矢多門・  
御鉄炮多門 御覽被遊〕、五味伴大夫〔德義〕（私云）謹按、御深井  
丸番頭力〔相見申候〕支配之場所迄罷出申候、此節 御詞被為  
懸 御先江立御案内仕候、不殘 御廻り 御駕被為 召、拍子木御門  
西之御門ハ〔德義謹按、今之西拍子木御門之事〕 御出、帰御之  
節御城代共太儀帰候様ニ与 御意御座候  
以上

宗勝 寛保元年（一七四一）

此御次第（書）『〇』ハ御右筆所御帳（之面如斯）ト云々、都而  
元文之留記御右筆所ニ無之（ト）、仍之江戸江も内々及穿鑿〔求  
探〕（探求）之処、市谷御右筆所（二も）（欠冊）『無』（尔て）  
御記録無）之由、故尔元文（御）初度 御成之御次第更ニ無據、  
再尾羽御右筆所古日記ヲ搜ル之処、元文之御例を以寛保之御次第  
ヲ（被）調ル之旨、（書）記シ有之由云々、然ハ 御召服（之）  
御品（柄と御手のし御式事と）之外ハ（皆）元文・寛保共ニ御  
同様之御事炳焉也、只 御衣服而已難（相分）（知）ニ仍而 奥  
之御日記を（潜）（求）窺（索）仕処、（則前段ニ書し置所之）元  
文（之）御次第之如（也）、爰ニおゐて 御初度・御再度共（明  
證を得たり）（ニ其大抵を知ル尔足れり）、（其御（両）（初）度（元  
文）之御次第（も）（調ハ）猶寛保之御例尔て宜敷勘合せらる  
ゝ也）（されハ其御初度元文之御次第調は、猶寛保之御例尔て宜  
敷勘合せらるゝなり）

一 源戴（公）様御成之御事記、（當時）御右筆所（相）（尔）傳（ル）  
（ハる）（御記条之）所、寛保元酉・寛延三年・宝曆九卯（与）（慥  
に）（已上御三度之触ハ）相見候由、（已上）（爾）是ニ（御  
初度）元文を（合せて）加（合て）（都合）、御一代（元文已来）  
御四度ト云々、然共（御掃除方）僕か官舎〔御掃除方〕（僕か官  
舎〔御掃除方〕）残欠之（冊）記（録）（冊）尔（而）（因る時）  
ハ未だ其外ニ被為（成候御例前條御年歴尔出（す）か如し）  
（在候）（在候）、謹而按ルニ、御臨時ハ（之御成）（奥限り之  
御内々ニも相成儀ニ哉）（之御事ハ）表（之）御帳ニ（無之歎）（ハ）  
不被記御事（尔や）例なるへし、然らハ此差別尔、又心得可被  
置義なり）（不被記御事尔や）

宗勝 寛延三年（一七五〇）

寛延三年二月廿四日

殿様今日九ツ半時之 出御ニ而 御本丸江被為 成、御天守江 御上り、夫より小天守相濟而、両錠土戸〔写ニハ此註省〕今云両錠口ノ事〕より御具足御多門北之口被為 入、御屋くら御下り、〔德義云、〕御本丸未申（隅）の御矢倉（也）、同所（内）御土居の石段より（御通行）（被為下由也）（昔ハ御具足数も多からぬ尔や、）御具足御多門といふ所、（小天守西尔始りて）此未申御櫓より（暫）東（暫く東之内計り）（迄尔）（有）（限ル）之由、今の如く廣がるハ後の事のよし〕御殿江被為 入、夫より御旗多門・御鎗多門江被為入、夫より御玄関前にて御駕被為 召、東一之御門・元御春屋・御塩蔵前江 御懸り、御深井丸江被為 成、御天守臺御石（塩）（垣）はらみ候所 御覧〔德義云、〕此御事ハ此後宝曆二申より同五亥まで四年尔御成就ありし御天守大御修復の起原〕相濟而、御番所東之道より御弓矢御多門江被為入、御穴蔵前道より大筒蔵江被為 成、夫より磨蔵前より南御穴蔵前江御懸り、御旅蔵 御覧相濟而、南矢来〔德義云、昔）御旅蔵南（の）脇に境の（御）矢来木戸在り、此木戸（の）内尔て 御乗（駕）（輿被遊）（の）御舊例之由〕事也、）後年此木戸不見候得共、爰ニ御乗（駕）（輿）の御舊例（事）ハ傳ハレリ〕尔而 御駕ニ被為 召、すかし御門ハ吹貫御門江御懸り 帰御ハツ八分過頃尔候〔德義云、）昔榎多御蔵の御構、今の如く取はなし尔ては無之、西南の方ニ堺之高屏在りて榎多土戸内と別構之処 御成無御座候趣之由ニ而候、）榎多土戸内（江ハ 御初度ニ

御成御座候而）此度ハ無之〕今日 御成ニ付、裏付上下着用致候〔德義）是尔而今日之御衣服も相知れ候、昔之儀ハ未相（知）（分）、源戴（公）様御代初而之外（の） 御巡覧（ニ）ハ（多）御裏付ニ而候〕、右御成之儀一昨晚被 仰出、前日御城代衆被成御見廻候〔德義云）委しき取扱向一切不相分〕

一 小頭一人御掃除御中間二人ニそより為持被為遊 御成候節、二人番所〔德義云、今（南ニ之御門）（御本丸大手）御橋臺口西ニ在之、常ニ拍子木番所ト云所〕西之方ニ罷在、夫ハ 御跡江したひ申候〔德義云）此文面ニ而ハ外ニ小頭一人・御中間召具、御城代衆江付候事聞ニ被相察候〕

一 御供衆手水之為手桶ニひしやく添、御書院前上り段之東北江入込之所ニ手桶ニ、御玄関前御門之方ニ一、御深井丸御番所前ニ一遣し置候

寛延三年（二月廿四日）

源戴公様御三度目

御成（之節御）『生ル』道（順）『生ル』

畧図

〔繪図③〕

宗勝 宝曆三年（一七五三）

寶曆三年酉五月九日、今日 御天守御作事場江 殿様為 御見分被為

成候、右ハ昼過比より 御成、仍之大道寺主水殿・野崎主殿殿（■）同道、右 御成先（御）『生ル』道筋（御）見分相濟候以後、二之丸江御兩人御出、玉置小平大殿江御逢 御機嫌伺（『徳義云、』御機嫌伺ハ定式九ノ日ノ分ニテ、御成江ハ不付趣ナリ、併此序旁ニも候哉知レス、写ニ省』）小平大殿江御手水之御道具被 仰付候様ニ致度由、御申被成候へハ御廣間方江早速被仰付候

一 九ツ半時分ニ御数寄『屋』口（『御スキ屋ノ字落カ』）ハ 御出、元御春屋御門ハ 御入、透シ御門（『徳義云、元御春屋（北）北ノ』境御門ノ「ナルヘシ」、（是ハ）扉透シ作り（尔て）（是を）大（工）（匠）道ニ（ハ）透シ門ト云』）より 御出、夫より塩蔵御門江御懸り、新同心番所（『徳義云、』御天守御修復ニ付、御深井丸ニ古く在来ル御番所ハ御普請奉行・御作事奉行（の番ノ）詰所ニ（被明渡）（成）、御深井丸御番（衆）（所）へハ御塩蔵御門（内）西辺ニ仮建也、是を新（同心）番所（又ハ新番所）ト（モ）云（『シ』）（由ニ見ユ）前江 御懸り、夫より西高塀前江 御かゝり、御弓矢多門之通りに南之方ニ枚御座候、其通り 御懸り 御石垣御覽、夫より段々御成、御天守五重目迄 御成被遊候、御作事奉行御数寄屋口より不残 御先立、其次ニ主水殿 御先立、（『主水殿ハ御城代衆也、御数寄屋口よりハいり、今日御歩行ならハ元御春屋御門内ハなるへし、』）△御作事奉行ハ御数寄屋口より土貢なかるへし、』その次ニ御小性衆御先立、 殿様御側衆・両御用人衆・主殿殿・七郎左衛門殿（『徳義云、加々嶋七郎左衛

門殿）御城代並（加々嶋殿也）』・御普請奉行・御作事奉行御供之内（『なり』）、御普請奉行・御作事奉行ハ御先立人替り申候、御天守之中比ニハ主水殿・主殿殿御先立被成候、夫より御跡ニ御供、御帰りかけニ大石ともを御覽被遊候、夫より御石垣戌亥隅之方 御覽被遊候、御普請奉行・御作事奉行番所江（『徳義云、』御深井丸御番所明渡したる所也）御上り被遊、御茶たばこ被召上候

一 其所尔て小ざる之つかい方御覽被遊候、その内ニ『御城代』主水殿・『同並』七郎左衛門殿ニハ御先江御抜ケ、御春屋御門江御越被成候、御帰不明之御門江御懸り、御天守前之同心番所前御通り、東一二之御門江 御出、御春屋御門江 御出、其節（御）三人ながら（『徳義云、』御春屋御門（ハ今ニ云元御春屋御門也、こ〇）（〇）の内尔て御送／御城代衆（御）引付（也）』）御行帰共ニ 御意御座候、御臣下衆并御年寄衆御跡ハ 御天守其外江も被参候、 殿様夫ハ御数寄（屋）口ハ御入被遊候、三人衆ニも二之丸江御越、遠山彦左衛門殿江御逢、無御故障 御成相濟恐悦之御儀御互ニ被仰候、半大夫殿御当番ニ付、今日 御成ニ付、若々老衆御機嫌伺可有御座哉、拙者共只今引取申候ニ付、御機嫌伺御座候ハ、宜頼申候由被 仰置、半大夫殿御承知ニ成候 殿様御衣服『御羽織・御袴』御平服、何レも平服、御天守江 御上り之節も御先立之者も御作事之節ニ付刀さし居申候、外之衆も同断

一 御天守之内ニても草履はき申候

一 今日 御天守御成ニ付、西鉄御番所江固々同心小頭『今之御本丸番組頭衆之事』相詰ル、出御・帰御之節西鉄之出入留ル、拍子

木御門江も御足輕兩人出ル、透し御門江も御足輕一人、加藤彦八も御春屋近所江罷出候〔『徳義云、〕透しトハ（元御春屋北）境ノ御門（ヲ云ヒ）（也）、（彦八）御中間頭）加藤彦（ハ）八（郎兼役）掃除御中間頭（ケ様之節ハ）（兼役専ラ勤）（勤専ニテ）元御春屋内（中道）東入込（細道）江出（扣）ル（ノ）例（也）』

一 御番所（ノ）之同心中『私云、今之御本丸番（衆）』不残番所ヲ下ル

一 御天守入口之御番人も板壁之処江下ル

一 出御・帰御共ニ御通り見之候所々下ル

一 鍵奉行・糶役、糶多門之側ニ下座

一 稻留平左衛門罷出ル、平左衛門方へハ御国御用人衆より御申渡候由

宝曆三西五月九日

御天守御修復中

源戴公様御成（御）『生ル』道（順）『生ル』

畧図

（絵図）④

宗勝 宝曆四年（一七五四）

一 寶曆四年戊閏二月廿日 御天守江御成之儀、去冬より追々 御沙汰有之候ニ付、右心得ニ而追々御掃除も致させ置候處、閏二月十八日ニ可被為 成御沙汰之由、御作事奉行衆被申聞、右之手当いたし候処、当日雨天ニ付遠山彦左衛門殿〔（此注写ニ省、徳云）』御国御用人衆か前も御取扱見へたり、御側同心頭兼帯ニ而兩役衆共云、今之御側御用人衆』江奉伺候處、十八日ハ 御延引被 仰出、明後廿日可被為 成之旨彦左衛門殿被仰渡候、追而御城代衆よりも被仰渡候御掃除之儀随分入念申付候、廿日九半時御露地口ノ 出御、元御春屋御門ノ被為 入御塩蔵境之御門江御懸被遊、御塩蔵通御塩蔵御門 出御、同心衆『今之御本丸番（衆事ハ前条ニ出）』新番所前より御高堀畔御左り江被為 成、北さん木橋ノ御天守江御上り被遊 御覽相濟而、西さん木橋より 御下り被為遊、同心衆古番所『當時御普請・御作事両奉行（衆之）借役所』江 御上り、夫より北さん木橋下 御通り被遊、不明御門御入、御天守下同心衆番所前江 御懸り、矢来御門〔（徳云、）今行馬御門ト認むる所是なり』 御出被遊、御本丸江御玄関被為 入御本丸〔御本丸ノ子細前件ニ出置〕

二 暫ク被遊 御座、御玄関 御出被遊、夫より南一之御門江 御懸り、拍子木御門より御露地口江 帰御被 遊候、惣体衣服平服〔（徳云、）ヤハリ羽織袴ノ一也』 但御末男様方ニハ 御本丸〔例ノ御殿ノ一』ノ御具足多門江茂御出之由ニ候

寶曆四年戊閏二月二十日  
御天守御修復中

源戴公様 御成（御）『生ル』道（順）『生ル』  
畧図

〔図面⑤〕

宗勝 宝曆五年（一七五五）

宝曆五年五月十九日 御天守江 御成之儀、十九日朝五半時御  
数寄屋口ハ 出御、東拍子木御門ハ被為 入、西拍子木御門 御  
出、吹貫御門江 御懸り、透シ御門被為 入、御天守外 御廻り  
被遊、不明御門ハ 御本丸江被為 入、御天守江 御上り被遊、  
帰御之節東一二之御門江被為 懸、御数寄屋口ハ 入御被遊候  
旨被 仰出、尤外揃時刻之儀五ツ時之筈候旨、右之通遠山彦左衛  
門殿被仰渡候

一 御成之節東拍子木御門之内御足輕番所『今云拍子木番所之事』西  
之方ニ平六〔宮川平六御中間頭ニ而、掃除御中間頭兼役専勤〕・  
小頭扣、 帰御之節ハ御春屋御門之内、北江入込中程ニ平六・  
小頭兩人扣罷在候

宝曆五年

御天守御修復出来ニ付

御成之苗 『寫』

明十九日朝五半時御数寄屋口ハ 出御、東拍子木御門ハ被為 入、西  
拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸り、透之御門被為 入、御天守  
外 御廻り被遊、不明御門ハ御（深井）（本）丸江被為 入、御天守  
江 御上り被遊、 帰御之節東一二之御門江被為 懸、御数寄屋口  
ハ 入御被遊候旨被 仰出、尤外揃時刻之儀五ツ時之筈候、諸事例之  
通御承知御座候様ニ与存候、仍申進候、以上

五月十八日

津田兵部

大道寺主水様

遠山彦左衛門

野崎主殿様

加賀嶋七郎左衛門様

尚々御普請奉行・御勘定元方・御勘定奉行、其外懸り合之輩茂明日可罷出候間、断申達次第御門々々出入不差支様御申渡候様ニ与存候、以上

明十九日朝五半時御数寄屋口ハ 出御、東拍子木御門ハ被為 入、西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸（り）、透之御門被為 入、御天守外 御廻（り）被遊、不明御門ハ御深井丸江被為 入 御天守江 御上り被遊、 帰御之節東一二之御門江被為 懸、御数寄屋口ハ 入御被遊候旨被 仰出、尤外揃時刻之儀五ツ時之筈、諸事例之通可相心得旨御申越候通、得其意存候、以上

五月十八日

大道寺主水

遠山彦左衛門様

津田兵部様

尚々、御普請奉行・御勘定元方・御勘定奉行、其外懸合之輩も明日可罷出候間、断申達次第御門々々出入不差支様ニ可申渡旨令承知候、以上

明十九日 御天守江可被為 成旨被 仰出候由、只今遠山彦左衛門・津田兵部ハ別紙之通申越候付及即答、右来紙懸御目候、急成 御成之儀ニ御座候故、明早朝より御掃除致させ候様ニ、其外例之通可取扱旨鍵奉行江可申渡候、拙者共儀も明朝六時頃ハ少過迄之内ニ先々

御天守江罷出見分致し、夫より二之丸江罷出候様ニ可致与存候、各様替ル思召寄も無御座候ハ、右之通御承知御座候様ニ与存候、以上

五月十八日

野崎主殿様

加賀嶋七郎左衛門様

右之通申遣候処何レも令承知、明朝六時頃先々御天守江罷出諸事引合、夫ハ二之丸へ可罷出旨點答被申越候

明十九日御天守江可被為 成旨被 仰出候、右ニ付申談儀有之、只今我等宅江可被罷出候、以上

五月十八日

大道寺主水

『鍵奉行』

高松崑左衛門殿

平井理右衛門殿

右之通申遣候、鍵奉行兩人共ニ追々罷出候付、明十九日御天守江可被為 成旨被 仰出候間、諸事例之通可相心得候、且又明日ハ急成 御成ニ候得者、御掃除等難行届儀も可有之候間、随分手廻能様ニ令裁許御掃除可為致候、右御掃除ニ付請取候御中間人数之儀、勘弁次第可申聞様ニ与申渡候得者、明日之儀常々之通 御天守御間毎ニぞうきん等相用候儀ハ難仕可有御座候、尤御修復已後御間も無御座候故、大分之ほハこり等も御座有間敷候間、御着座之御間計ぞうきん懸ケ、其外ハはき出し候迄ニ御掃除為致候様ニ可仕候間、御中間人数多ク請取候ニハ及不申候間、明日ハ御中間十六人、明早朝ハ請取候様ニ仕度候、其外御刀懸・御褥・御長鮑請取候儀、如例様之儀其筋江被仰遣候様ニ仕

度旨、右奉行申聞ニ付得其意候、早速可申遣候、此等之儀直ニ遠山彦左衛門・津田兵部所江參、いつれニ而成共相伺御模通能様ニ可申合旨申渡候（『徳義云、此朱書元來有之也』）是より末ハ鍵奉行自分扣覚書之趣誌置』

御側同心頭衆  
御国御用人

御普請奉行

林治右衛門

亥五月十九日 御天守江被為 成候間、諸事前方 御成之節之通ニ

御作事奉行 三人

取扱候様ニ与前日八ツ後被 仰渡、勿論急成儀ニも御座候間、諸事

御勘定奉行

御国御用人江引合候様ニ与被仰渡候、前方被為 成候節ハ日数間

御目付

も御座候間、毎日掃除等為致候得共、急ニ候間早朝より御中間請取

内藤菘市

之、 御天守掃除為致候、御国御用人津田兵部殿江罷出、請取物

等夫々江被仰渡候様致度旨達シ、且亦前方ハ御褥脇ニ御屏風建申候、

暑氣之節ニ御座候得者如何可仕与伺候処、夫ニハ及間敷由ニ候故迷

不申候、其外ハ前々之通ニ御座候

御中間拾六人請取、早朝より御掃除為致、五重目ニハそうきんか

け申候、 御成前ニ御城代衆御見廻り御座候

五重目〔南東〕之御間ニ御褥敷、御刀掛ケ御引渡シ〔長熨斗・ぬり

三方〕指出申候

右御刀掛ケ・御褥ハ御小納戸江罷出請取申候

御上草履も右同所ニ而請取申候

御引渡シ御賄方ニ而請取申候

右之品々 御成相濟候以後直ニ戻シ申候、 殿様五ツ半時比 出

御、四ツ比 帰御被遊候、御深井丸江御懸り不明御門々 御入被遊

候、御末子様方御附添御側衆数多御供御座候

竹腰山城守殿

御年寄衆

御城代衆 但御耆人ツ、御先江御案内

廻九ツ比ニ引取申候

『徳義云、此朱書一行元來有之也』

『鍵奉行扣留書拔終』

『宝曆五年五月御城代衆ノ由

明十九日 御天守江被為 成筈ニ付、 御天守御鍵明朝六ツ

時鍵奉行可差出候間、御渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

五月十八日 大道寺主水

御当番

御小納戸衆様

御天守明キ申ニ付、封番御中間四人ハ御用人衆江、押之者耆人ハ御

目付衆江』

一 前方 御成之節御手水之儀、鍵奉行世話ニ而取扱候儀も有之候、今般之儀ハ其儀ニ及申間敷候、前方ハ御本丸御足輕頭稻留平左衛門当病ニ而引籠罷在候故、右之通取扱候、今般者平左衛門令出勤罷在候付、此方古格之通御手水之儀一向取綺不申候也

先刻申進候通、明日 御天守江被為成候節、五重目ニ御引渡出シ置并御褥・御刀懸も出置候筈ニ付、鍵奉行分請取申度旨引合有之者相渡候様、御小納戸・御賄方江申渡置候間、如例御心得候様ニ与存候、以上

五月十八日

津田兵部

大道寺主水様

野崎主殿様

加賀嶋七郎左衛門様

先刻御申越候通、明日 御天守江被為成候節、五重目ニ御引渡出シ置并御褥・御刀懸も出置筈ニ付、鍵奉行分請取申度旨引合候ハ、相渡候様、御小納戸・御賄方へ御申渡置候間、如例可相心得旨令承知候、右 御成ニ付、猶亦委細之儀ハ鍵奉行直ニ相伺候様ニト申渡置候間、定而相伺可申候条、宜御申渡候様ニ致度候、此段ハ従是可得御意与存候処、任幸便申進候、以上

五月十八日

大道寺主水

津田兵部様

明日 御天守江被為 成候付、御勘定元方・御勘定奉行も罷出筈候間、所々御門口々出入差支無之様御申渡候様致度候、仍之右人別書付忝通進之候、以上

五月十八日

津田兵部

大道寺初三人衆宛様

右之通申越候付人別書付請取之、御申越候通令承知候旨及即答、御門断直ニ相濟させ候也

明十九日 御天守へ被為 成筈ニ付、御天守之鍵明朝六ツ時鍵奉行可指出候間御渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

五月十八日

御当番

御小納戸衆様

明十九日 御天守江 御成ニ付明キ申候間、封番御中間四人并右御成ニ付、御掃除申付候間、御中間拾六人明十九日朝六ツ時 御本丸江罷出、鍵奉行指圖次第相勤候様、其筋江御申渡候様ニ与存候、仍之申進候、以上

五月十八日

御当番

御用人衆様

明十九日 御天守江被為 成候筈ニ付、御天守明キ申候間、押之者耆人明十九日朝六ツ時分 御本丸江罷出、如例相勤候様ニ御申渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

五月十八日

御当番

御目付衆様

右之通申遣候処何れも承知之旨返報申来ル

明十九日朝五時御数寄屋口へ出御、東拍子木御門へ被為入、西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸り、透シ御門被為入、御天守外御廻り被遊、夫々不明御門へ御本丸江被為入、御天守江御上り被遊、帰御之節東一二之御門江被為懸、御数寄屋口へ入御可被遊旨被 仰出候、尤外揃時刻之儀五時之筈候、仍之申入候、以上

五月十八日

平岩瀬之丞殿

野崎三郎右衛門殿

御側御足輕頭

稲苗平左衛門殿

野村伴左衛門殿

小泉猶右衛門殿

御作事奉行殿

同心小頭両組四人連名殿〔鉄御門江相詰如例可相心得旨申遣〕

稲留安之丞殿

丸山所左衛門殿

中川勝蔵殿

平野又左衛門殿

御側御足輕頭 一通〔在役在尾州之輩計、姓名殿〕

大崎七郎右衛門殿 一通

御茶道頭殿 一通

御蔵奉行殿 一通

帯金左近右衛門殿

河村林次郎殿

掃除御中間頭江用達共へ

明十九日『如前文中畧』御数寄屋口へ 入御可被遊旨 被仰出候、各其心得可有之候

五月十八日

御本丸御番同心中

御深井丸御番同心中

御番之御足輕共江も夫々可被申渡候

明十九日 御天守江 御成二付、右御用相濟候迄諸道具并押之者、御中間、御本丸・御深井丸御門口々出入人別人数之儀共二、鍵奉行高松菟左衛門・平井理右衛門引合次第出入不指支様可被心得候、尤右御用相濟境ハ鍵奉行へ揚之断申達筈二候、可被得其意候

五月十八日

御本丸御番之同心中

御深井丸御番之同心中

御番之御足輕江も夫々可被申渡候

明十九日『如前文中畧』旨被仰出候、就夫西鉄御門番所へ開閉取扱候御門々々江ハ御足輕役人差添、式人宛鍵を持 帰御迄其御門々々江相詰、若其御門 御出入有之候節、差支無之様二急度可相守候、右之儀当番へ相勤候而ハ人数等指支可申候条、非番方へ可相勤候、尤新参者二而ハ不案内之義も難計候間、勤馴候者指出候様二可致候

五月十八日

右之通書付相調両組小頭老人宛呼出、用達共より為申渡候也

一 右之通夫々江申渡御掃除其外共々、諸事無指支御模通能候也

一 御旗奉行・御鍵奉行之儀 御天守御修復中見廻り等格別ニ相勤候儀ニ付、何卒 御天守内拝見仕度内存之由ニ付達 御耳候處、明日 御覽相濟候以後罷出、拝見仕候様ニ与之御事ニ付其段申聞候、且御深井丸番頭・御本丸御足輕頭・御弓矢奉行之儀願之品ハ無之候得共、御天守拝見仕度候者前件両役同様之事候間、可為勝手次第旨被 仰出、是又申通辭候、就夫御具足奉行之儀も右ニ准シ候筈候間、此段御申聞被成様ニ与存候、且右ニ付御礼品御具足奉行之儀ハ拝見相濟候上、拙宅江罷出候様ニ御申聞御座候様ニ与存候、以上

五月十八日 遠山彦左衛門

大道寺主水様 野崎主殿様 加賀嶋七郎左衛門様

尚々本文之輩 御天守出入之儀ハ勿論、各江申達候様ニ与申聞候事、以上

一 主水殿十九日朝六ツ時比 御天守江御出、七郎左衛門殿六時少々過被罷出候、主殿殿ニハ御老母氣分不相勝由ニ而、五ツ過頃ニ被罷出候〔其旨当朝断状〕

一 御天守御掃除等諸事御用意令出来候付、我等共三人共ニ之丸江罷出、御用人江其旨引合、又々御本丸江罷帰、東拍子木御門ニ御待請罷在、夫々御成先キ例之通相勤申候

一 右之通 御成万端首尾能相濟、已刻少過ニ 帰御被遊候、夫々直ニ 二之丸江罷出、御用人迄御機嫌相伺罷帰候

一 御天守御修復無御滞出来、今日 御覽相濟候付、御祝詞御申上之儀、年寄衆ニも輕ク御祝詞被申上候由ニ付、兼而御頼之通右ニ准

シ御祝詞御申候様ニ取扱申候、左様御心得可被成候、仍御承知旁申進候、以上

五月十九日 小笠原三郎右衛門

大道寺主水様 野崎主殿様 加々嶋七郎左衛門様

尚々本文御祝詞申上之儀、年寄衆居合セ計被申上候由ニ付、一通りニ而者御祝詞御申上ニ不及候得共、御天守御修復之儀各様ニハ各別之御事ニ付、本文之通御祝詞御申上候様ニ取扱申候、是又為御承知申進候、以上

御天守御修復無滞出来、今日 御覽相濟候付、御祝詞申上之儀年寄衆ニも輕ク御祝詞被申上候由ニ付、兼而御頼申置候通、右ニ准拙者共儀も御祝詞申上候様ニ御取扱被下候旨、仍之被仰越候趣御端書之趣共ニ委細致承知旁御世話共忝奉存候、何も追而期面上御礼等可得御意候、以上

五月十九日 加賀嶋七郎左衛門

野崎主殿 大道寺主水

小笠原三郎右衛門様

〔古帳の寫畢〕（御成之留 終）

寶曆五年亥五月十九日

御天守御修復〔今『ヒ』春『ヒ』迄ニ〕皆出来ニ付

源戴公様 御成〔御〕『生ル』道〔順〕『生ル』

畧圖

畧圖

畧圖

畧圖

宗勝 宝曆七年（一七五七）

宝曆七年丑五月十日今日四ツ半時頃、成瀬半大夫殿急ニ罷出候様ニ  
と小使申来候付、早速罷出候處、半大夫殿被仰聞候ハ、今日夕御膳過  
御天守江被為 成筈候間、其心得いたし候様尔と被仰聞候付、御道  
筋之儀相伺御掃除致させ候處、九ツ半過頃被為 成候、御道筋之儀ハ  
御露地口ノ元御春屋御門被為 入、御本丸東一二之御門江御懸 御天  
守江被為 成、帰御之節も右之 御道筋帰御被遊候、尤八半頃 帰御  
被遊候、且亦右之儀野崎主殿殿も被仰渡候、例之通御往来共二元御  
春屋中程東江入込之細道江罷出居申候、御露地口ノ 御往来共二元御  
ニ而被為成候、将亦拍子木御門之方ノ可被為 成之由主殿殿被仰聞、  
是亦御掃除為致候處、拍子木御門よりハ不被為 入、右之通元御春屋  
御門ノ被為 入候

寶曆七年丑五月十日、今日西北村々如海ト云ニ依而窮民御救之為、俄  
ニ 御天守江 御登臨ニ付

源戴公様 御成御道順

圖畧

(繪圖⑦)

宗勝 宝曆九年（一七五九）

畧圖

〔繪図⑧〕

寶曆九年九月廿二日九ツ半時之御供揃二而、御露地口ハ 出御  
 御駕二被為 召、東拍子木御門より被為 入、御本丸南一二之御  
 門御入、御天守石たんだ二而 御駕より 御下り被遊 御天守江  
 被為 成、右相濟而両錠土戸ハ御具足多門江被為 入、相濟而  
 御本丸御殿江被為 入、御本丸御玄關より 御出被遊、夫ハ御  
 鎗多門・御旗多門江被為 入、右相濟而東一二之御門江御懸り、  
 御塩藏御門御出、御高塀畔東御弓矢多門・西御弓矢多門并三重御  
 屋くらへ被為 入、夫より大筒藏江被為 成、大筒藏前より同心  
 番所前江御懸、右番所前辺尔て 御駕二被為 召、透御門・吹貫  
 御門・西拍子木御門江御懸、東拍子木御門ハ御露次口江 帰御被  
 為遊候

一 編年〔記〕（大畧）ニ〔云〕（宝曆九己卯）九月廿二日〔御成〕

（○）

〔御天守并御殿諸御多門江被為成、未之刻出御、御天氣能○〕

御裏付上下被為 召也

一 自分『書』苗ニ云、掃除御中間頭之儀、東拍子木御門ハ被為 入  
 候節、拍子木御門内御足輕番所前〔『拍子木番所』〕少西之方ニ裏  
 付上下着用罷在候、少々跡之方江小頭兩人共羽織・袴着用罷出居  
 申候、帰御之節ハ右同所出番所〔『今東拍子御門内南之所ニ在』〕  
 西之方江罷出居申候、七ツ半頃帰御被遊候

寶曆九年卯九月二十二日

源戴公様 御成御道順

(表紙題箋)

「匿秘録」

御巡覽留續篇 三二

(朱文方印)  
「蓬左文庫」

一 源明公様御代中 御世子様方 御巡覽被遊候扣寛書等も此帳末

二 入置候

源明公様御巡覽御年歴大抵

源明公

寶曆十一巳

御留守

御巡城舊蹤畧 六

『八月五日

御家督

御歳三十

宗睦全般

〈御年三十〉

享保十七子九月廿日 御誕生

〈□□〉(生ル)御歳三十

一 源明公様御時代之扣留記闕損多きに依而、據寡く甚事麁に候得共、外尔可求得儀も未行届候間猶追而可補之

一 初而 御天守御成之節 御前代様御衣服御熨斗目麻御半上下二

而御座候、 源明公様右初而 御成之節ハ、仲秋ニ仍而御帷子

に御座候、抑今世尔も染帷子ハ熨斗目・服紗之両様に適用する品

なれとも、右 御成之節の御帷子ハ則 御前代尔引くらへ奉る

時、御熨斗目に相当仕ル御衣服品と心得可然処なり

一 源明公様御代中 御世子様方初而 御成之節より、御衣服品御

服紗麻御半上下被為 召候様相成候、此段前々 御代々様御衣服

より其御品柄一等〈替〉『降』れる御事、其節之御議定難相分候

一 御成御次第兼而御用人衆御取調させ之上、先御城代衆江御談判御

取究り之節 上覽ニ御座候由、然れとも往日ハ御臨時尔少しつ

ゝの替り目御座候得ハ、全御次第書を以必定とも拝見難仕御節も

相見候、左候へハ不屑なから扣古帳之覚書悉拵置候條、却て真證

とも可相成候欵

同十二年

御留守

同十三未

御入部〔四月十六日 御着城〕

八月十九日

御本丸御巡覽

同十四申明和改元 御留守〔四月三日 御発駕〕

明和二酉 御在国〔五月廿九日 御着城〕

同三戌 御留守〔三月三日 御発駕〕

同四亥 御在国〔四月十九日 御着城〕

同五子 御留守〔三月三日 御発駕〕

同六丑 御在国〔五月三日 御着城〕

同七刁 御留守〔三月十五日 御発駕〕

同八卯 御在国〔四月十五日 御着城〕

同九辰安永改元 御留守〔三月三日 御発駕〕

『御世子様モコ、ヨリ書ク』

○……………已下同之』

源孝様〔源明様御嫡男〕御在国〔四月十六日 御上国〕

九月廿三日

『○……………』 源孝様 御本丸 御巡覽

安永二巳 御在国〔三月廿三日 御着城〕

『○……………』 源孝様 御留守〔二月十一日 御発駕〕

『六月十四日、於江戸 中将様 御逝去、御諡号 源孝公』

同三午 御留守〔三月十一日 御発駕〕

『四月十一日、源昭様〔源孝様御弟君〕御嫡子ニ被 仰出』

同四未 御在国〔四月十九日 御着城〕

同五申 御留守〔三月朔日 御発駕〕

『七月（十）（八）日於江戸 中将様御逝去、御諡号

源昭公 御一世御在府』

同六酉 御在国〔四月廿九日 御着城〕

『正月廿五日 高須様御嫡子 源白様御養子被 仰出〔御叙任（従三位中将） 従三位中将〕

同七戌 御留守〔三月二日 御発駕〕

同八亥 御在国

同九子『写二省、安永三巳来留記欠失』

同十丑天明改元 御在国

『三月十五日 御叙任 従二位大納言』〔此節御歳（四十

九）（五十）、実御四十九（五十）』

同二寅 御留守〔四月十五日今日御不例、御発駕俄御延引、八月十五日辰上刻、 御発

駕〕

同三卯 御在国〔四月十一日未上刻チリフ御着城〕

同四辰 御留守〔三月二日 御発駕〕

同五巳 御在国〔四月六日従チリフ辰上刻 御着城〕

『十二月朔（日） 源白様御（叙）（拜）任 宰相』

同六午 御留守〔三月九日 御発駕〕

二月十日 御本丸御巡覽、今日 源明公様・亮諦院様〔源明様御弟君少将掃部頭勝長朝臣、文化八未九月十三日御卒去、

御寺ハ 相應寺〕御同道

『○……………』 源白様初而御在国〔四月十一日 御着城〕

十一月二日初而

源白様 御本丸御巡覽〔写二省〕御服紗・御半袴〕

同七未 御留守

『○……………』 源白様 御留守〔三月十三日 御発駕〕

同八申 御留守

『〇…………』 源白様 御在国〔三月十五日 御着城〕

同九西寛政改元 御在国〔九月廿一日 御着城〕

『〇…………』 源白様 御留守〔二月廿五日 御発駕〕

寛政二戌 御留守〔三月二日辰上刻 御発駕〕

二月十八日 御本丸 御巡覽

『〇…………』 源白様 御滞府

同三亥 御留守

『〇…………』 源白様 御在国〔四月十一日 御着城〕

同四子 御留守

二月廿七日

源白様 御本丸 御巡覽

源白様 御留守〔三月二日 御発駕〕

『写本行此系格ニ上ケテ書キ置候』

同五丑 御留守

『八月晦日、於江戸 宰相様 御逝去、御諡号 源白公』

同六寅 御留守

『八月晦日 五郎太様〔源白公御嫡子〕 御逝去、御諡号

源懐公』

同七卯 御留守

『九月廿日 勇丸様御逝去〔掃部頭様御嫡子、去年御養子〕、

御諡号 教令院殿』

同八辰 御留守

同九巳 御留守

『三月十二日 敬之助様御逝去〔去年將軍家〇〕（〇ヨリ）

〔御養子〕 文恭院様△△御』三『男』

『御諡号 瑞巖院殿』

同十午 御留守

『四月十三日

愷千代様御養子〔御実二橋〔家徳川刑部卿〕治國〔卿〕（公）

御長男〕（生ル）』

同十一未 御留守

『九月十一日〕（生ル）

愷千代様御叙任 従三位中将〕（生ル）

十二月廿日於市谷 大納言様 御逝去、御諡号 源明公』

以上

源明公御一世三十九年

宗睦 宝曆十三年（一七六三）

〔欄外〕

『今日麻半御上下也、御帷子之時節ニ付御熨斗目御服紗之訳不相分、但後々之御例ニ抛トキハ此節既御服紗ノ御格坎ト奉見誤哉』

源明公様〔『初テ』〕御巡覽御〔順〕（次）第

寶曆十三年未八月十九日今日天氣能、九半時過頃御露地口ハ 出御、御駕ニ而東拍子木御門より被為 入、御本丸ニ之御門・一之御門被為 入、御玄闕前ハ矢来御門被為 入、小天守石段下迄 御駕ニ而被為 成、夫より 御天守江被為 成、御天守相濟候而小天守下 両錠口より御通り被遊、御具足多門北之口ハ被為 入、御具足多門相濟而 御本丸江被為 入、御本丸ヨリ御旗多門・御鎗多門江被為 成、夫より東一二之御門江 御懸り、元御春屋より御塩蔵江 御懸り、御塩蔵御門 御出被遊御高塀畔、東御弓矢多門江被為 入、夫ハ西御弓矢多門江被為 入、相濟而三重御屋ぐら江被為 成、夫より筋透道より大筒蔵江被為 成、夫より透シ御門・吹貫御門・西拍子木御門江 御懸り被遊、東拍子木御門より七ツ頃 帰御被遊候、今日惣体御足輕〔衆〕

〔中〕迄も麻上下着用いたす、小頭も麻上下着用いたし候

右御用意〔向〕取扱〔向〕之記ニ云、 殿様 御天守江 御成御座候ハ、御掃除之儀いつもの振ルも可仕哉、初而之御儀ニも御座候得ハ、各別宜も可被仰付哉ト野崎主税殿〔『御城代衆』〕江伺候処、初而之儀に候得者、随分入念為致候様尔と被 仰聞候、草など 御目近クハ苟せ候様にと被 仰聞候、就夫草杯急ニ苟セ申候得ハ御中間計リニ而ハ参届不申候付、日〔用〕『雇』ニ而も雇不申而ハ御間合ひ難ク候旨申達候處、左候得ハ御入用も懸り候儀ニ候間、〔欄外〕御国御用人・御側同心

頭兼、是ヲ両役衆ト云、後ニ御側大寄合、又御側御用人』両役衆江茂御相談申候様尔と被 仰聞候付、右之趣を以津田九郎兵衛殿江相伺候處、御深井・御本丸之草不殘苟七候而ハ大分之事ニも候間、御道筋兩脇三尺通り程宛苟ラセ候而可然可有之候、三尺通り程苟らせ候ハ、御成ニ付からせ候とも相見宜可有之候、其上道狭き所者御供の輩芝原江上り候為尔も能有之候間、右之通相心得候様尔と九郎兵衛殿被仰聞候付奉畏候、併三尺通りト申候而もいカ急尔被仰出候而ハ、御間〔ハ〕難合奉存候旨申達候処、幾日程以前二被 仰出候ハ、御間合ひ可申哉ト被仰聞候付、四五日、三四日以前二被 仰出候ハ、御間も相可申旨申達候処、初而 御成之事ニ候得ハ諸役所とも御掃除等有之事ニ候へハ、急ニ被 仰出候儀有之間敷候間、弥右之通相心得候様ニト被仰聞候付、御成之御沙汰も御座候ハ、少も早く被 仰渡被下候様ニト申達候處、御承知之旨被仰聞候

八月十七日、明後十九日昼以後 御天守并御本丸〔江〕〔『此頃の風として御本丸と云、御本丸〕御殿〔中を指〕の事をいへり』〕〔江〕可被為 成旨被 仰出候間、可有其心得旨御掃除等之儀尚更入念候様御申付有之様ニと存候、右之通野崎殿〔『前二主税殿ト有り、御城代衆』〕家来加藤幸左衛門〔方〕より申来候、尤明日ハ見廻も有之トノ由申来候、右之通十七日八ツ時過ころ野崎主税殿ハ被仰越、御右筆衆加藤平右衛門方よりも書付を以被申聞候、右之通ニ付御掃除為致候、兼而主税殿并九郎兵衛殿江も相伺、御通り道兩脇三尺通り程草苟らせ候等ニ付、御具足多門石段△朱注コ、へ入『兩脇』△印へ入注也〔『こゝに石段トハ〕御本丸御殿前御庭（より）未申（隅）御櫓へ登ル〔処の〕石段なへるへし、昔ハ御具足方役所もこの未申隅〕御櫓の内尔して、つね尔人々出入りも此石段よりいたす事あり（せ）し由、今（も）

(此)〈未申隅御櫓〉北の口〈を一名〉(御具足方呼て)本ノ口と(云)〈称する由〉扱此〈本ノくちト云所石段〈より御殿への〉(昔の)御成道ハ御旧例也〉(り)〉其外所々草葺せ置候付、余り延候所も無之候、御石垣之心懸御深井その外所々草葺せ置候付、御深井道通りの切り立も追致させ候付、草も一兩日以前とらせ候、御塩蔵御堀御天守下之御堀之草ハ延居申候得共得<sub>レ</sub><sub>レ</sub>不申候、其外所々御掃除入念致させ候〔(私云、)此節ハ源明公様御代始之御巡覽二候処、御手当向之賃素成御事可奉察候儀二候〕

組頭日記二

宝曆十三未八月十九日、殿様九ツ半頃御露地口ハ出御、拍子木御門ハ被為入、御天守江被為成、夫ハ御具足御多門江被為入、夫ハ御殿江被為入、御玄関ハ出御、御旗多門・御鎗多門江被為入、夫ハ東一之御門ハ御塩蔵へ御懸り被為遊、御深井丸御弓矢御多門へ被為入、御三重・大筒蔵・御旅蔵江被為入、夫ハ透御門ハ七ツ時過帰御被為遊候、御供御役人衆竹腰山城守殿・成瀬主殿頭殿・山澄淡路守殿・阿部肥前守殿・生駒因幡守殿・成瀬織部殿・加々嶋小兵衛殿・山澄主膳殿・下条庄右衛門殿・留永内左衛門殿・石黒丹下殿・野崎源五右衛門殿・埴原金左衛門殿・稲葉七蔵殿、右之通御供也、尤何れも麻上下也、彦八郎殿此方兩人共上下着用引取ニ此方兩人共彦八郎殿へ相越

寶曆十三未年〔八月十九日〕

源明公様初而 御成〈之節御〉『生ル』道〈順〉『生ル』

畧圖

(繪圖⑨)

宗睦 天明六年（一七八六）

天明六年二月十日夕 御膳過、御露次口より東拍子木御門（より南一二之御門）江 御懸り、御本丸御玄闕より 御上り（『御殿中御巡覽』、中之口（『本名中御玄闕』）より 御出、御天守江 御上り、夫より小天守相済候而両錠口より御具足多門北之端より右御多門江被為入、御具足多門 御通ぬけ、御旗多門江被為 入、御鎗多門（『今時南よりの順ニハ御鎗多門・御旗多門也、此次ハ如此順カ、不審』）被為 入右御多門内精御多門江 御通りぬけ、御番所（『御本丸番所』）後より（『岩岐』） 御下り被遊 御駕ニ被為 召、東一二之御門・元御春屋より御塩蔵江 御懸り、東御弓矢多門江被為 入（『御下乗是より御步行』）、相済而西御弓矢多門・三階御櫓・鑄御多門相済而、大筒蔵・御旅蔵（『本名御旅筒蔵』）相済而 御駕ニ被為 召、透シ御門江 御懸り、御深井御蔵（『本名西之丸御米蔵也、世間ニ御深井附溜（御米蔵と云）御米蔵など云』）内江被為 入、新道（『昔此御米蔵地内ハ榎多土戸内の地ル隣り、西南之処界塀在りて常ル榎多土戸内、或ハ御米蔵内など唱へ、各一構ル成て御蔵構御門錠メ切置、中ハ御蔵奉行御預り他人用なき所なれば、月次御城代衆見廻り尔も携ハリ給はず、（況や）御成などハ不及承（全の別界）なり、然尔前件界塀如何なる訳ルや取拂、御蔵構境なしと成ル、此取拂の年月知れず、大凡天明五年以前の事歟、扱今度御蔵内へも 御巡覽初りても、昔より 御巡行無御座処故御道筋なし、仍之四番の大蔵異名今川蔵の前より西南月見御櫓下江御巡道を切開らきしと也、是を新道ト云』）より土戸内御鉄炮御櫓（『異名月見櫓』）江被為 入、相済而土戸（本名）『榎多土戸（口）』江 御懸り、土戸前二而 御駕ニ被為 召（『御蔵御

門 御下乗已後、爰まで 御（步行）（駕廻し）』、西拍子木御門より東拍子木御門江 御懸り、御露地口より 帰御、天氣能無御故障被為 濟一統恐悦仕候、出御八時頃、 帰御七時頃、 今日惣体依服羽織袴着用、 掃部（頭）様も御跡より 御出被遊候、山城守殿・隼人正殿・伊賀守殿・淡路守殿其外御用列衆ニも御出有之候、其節拙者（『掃除御中間頭中川兵右衛門』）儀、拍子木御門内下馬先番（所）少西ノ方ニ罷在、小頭も少後の方ニ扣（有之）（させ置）候、右之内（『以下（之文）舊式を可味要條也』）忝人ハ御城代衆 御本丸御玄闕江暫 御先江御越被成候筈ニ付、履物等取扱御玄闕前江相越居候（『御成御迎場より御先駈之儀有之ニ付て之処御國中故ニ兼而之用意也』）、拙者（『兵右衛門』）并小頭も 御跡より御供仕、御城代衆并御供之衆はき物等裁許いたし候 但御次草履御中間方江取ニ遣候処、五十足指越呉候、向後御次草履致手当候ニも不及、御供之衆中履物取廻し、若不足等之節ハ御庭方より手当有之事ニ相見候、其内も御城代衆之ハ手当いたし可然事 今度 御成以前調之大法左之通 一 二月六日役所引取後罷越候様、中条東四郎殿用達役奉簡、即刻罷出ル、東四郎殿御逢被仰聞候ハ、未被 仰出候得共、来ル十日頃 御天守・御本丸其外御多門御順覽之筈可（得）其意旨、御道筋いかふしめり候処無之哉、明日致見分可申聞旨被 仰付候 一 同七日出勤之上見分致候処、御道筋宜御座候旨申達候、今般ハ御蔵内江茂 御懸り、土戸内月見之御櫓江も被為 入候間、御蔵内より道明ヶ候様被 仰聞候付、右ハ道無御座候間、かやの木南之御蔵前軒通り 御通り被遊候様申上候得ハ、左候而ハ八重之御道通りニ相成候間、兎角道明候様被仰聞候付、左候ハ、明朝見分仕

可申上旨申達候、尤 御成被仰出候〔『私云、誠ニ寛々の体、昔日の事可察に便あり、是尔て往昔の事へハ粗に寛なる、今萬に(付)密にして劇なりへを可察故随て費多し〕〕

一 同八日出勤之上小頭中江も申談、御蔵内より道明候儀致見分候処、宜場所不相見候付、西北之御蔵〔『今川蔵』〕前より筋透ひに芝場切明け、溝通〔『後年此溝に(御作事方へ取扱へ)板橋を懸ル』〕江も当分出入させ致出来候

一 同九日五ツ過頃より東四郎殿・織田遠江殿御同道 御本丸御殿、夫より 御天守并御深井丸且御蔵内より土戸内江も御廻り被成、八時過御帰候処、亦々 御手水所之儀ニ付 御本丸江御出、夫より御深井丸江も御越、鑄御多門南之口ニ 御手水所幕張ニ而致出来候様、掃部頭様御手水所之儀ハ磨御蔵北西之方ニ出来候様被仰談御引へ合へ取二候

今般御成御用前件之振二候得共、重而ハ又々時之宜ニ取扱可然事役所引取より〔『十日御成濟(ノ)上』〕両御城代衆江無御故障被為濟候御祝儀ニ罷出候事〔『舊式』〕

天明六年〔二月十日〕

源明公様 御成へ御へ『生ル』道へ順へ『生ル』

畧圖

此節 亮諦院様御同道〔『私曰、安永年之留欠失、今度御幾度目ニ哉不相分、今度へハ御式事無御座(故)、只 御巡覽御一途故 御巡路之御便利專一之御模様、併後年惣御巡道 御次第爰に芽ス』〕

宗睦 寛政二年（一七九〇）

一 寛政二戌年二月十五日、中條東四郎殿〔御城代〕御逢二而、来  
ル十八日 殿様御天守・御本丸御殿其外御深井江被為 成旨被  
仰出候間、得其意、前振之通可取計旨被 仰聞候、仍之即刻役所  
江罷出申渡、同十六日未明御掃除為致候

『〇』寛政二戌二月 御天守御成御次第書〔拔〕御本丸・御天守江被  
為 成候付〔御羽織・御袴〕、御数寄屋口ハ 出御、東拍子木  
御門江被為 入

御左之方

御意有之

同所南之方

『今ニ云御本丸番組頭ノ事』

御城代同心小頭

『今ニ云御鉄炮玉葉奉行』

御意無之

御鉄炮奉行

御具足奉行

同所西之方

御旗奉行

御意有之

御鎗奉行

御弓矢奉行

南ニ之御門江御懸り

御左之方

御意有之

御本丸御足輕頭

〔欄外〕  
『文化八未四月廿八日 御入部已後二而、於 御城御本丸詰物  
頭ハ御城代衆大道寺玄蕃殿へ被指出候一紙左之通

宝曆十三年八月十九日、 源明様初而 御本丸江被為

成、南ニ之御門 御通行之節、一之御門前御番所前江御本

丸御足輕頭罷出候、此節 御意御座候

一 右之節、御殿中御書院江被為 成御着座御座候節、御本丸

御足輕頭被 召出 御手自御熨斗被下置候、右被為 成候御

次第御先例之通之旨被 仰出候

未四月 稻富平左衛門』

同一之御門江被為 入表御玄関ニ而 御下乗（『此以奥ハ』

都而御城代御案内仕〔ト可見処ナリ〕 御殿中御廻り〔御褥・

御刀懸先達而御上段江出置〕相濟而中御玄関ハ 御駕被為 召、

矢来御門江御懸り、小天守口ニ而 御下乗、御天守五重目迄為

成〔御褥・御刀懸、先達而出置〕小天守口下石垣際両錠口江御

懸り、御具足多門北入口ハ被為 入、御矢櫓御多門御具足御覽、

東之方口ハ御旗御多門〔此行より已下の處御順書ハ錯乱あり、但

其以前ニハ如此称ありしかと尋れとも不明ナラハ、然れハ〔筆者

の誤也ンカ〕凶解ニ往テ〔此惑ひを弁へて可なるヘシ〕併考へて

宜し』江渡御御旗御覽内通り、糒御矢櫓ハ御鎗御多門江被為入、

御鎗・御長刀等 御覽、同所北之口ハ糒御多門江渡御、同所西之

口ハ被為下、御駕被為 召矢来御門ハ東一之御門・同ニ之御門・

堺御門・御塩蔵前通り、御塩蔵御門江御懸り、東御弓矢御多門江

被為 成御下乗、東之口被為 入、同所御矢櫓・西御弓矢御多門・三階御矢櫓・鑄御多門・御筒御藏・磨御藏・御旅筒御藏 御順覽相濟而 御駕被為 召、透御門・吹貫御門江御掛り、御左之方番所前

御意有之

御深井丸番頭

御藏御門江被為 入御覽畢而、あさ木御多門・硫黄御多門前・榎多御門脇一間戸江御懸り、御駕被為 召、御藏前・吹貫御門前・西拍子木御門・東拍子木御門江 御懸り 帰御

帰御之節御城代江 御意有之

以上

二月

右御用人衆御調之由(二) 候得共、御当日ニハ大同小異あり

一 同十七日、御城代衆〔中條東四郎殿・織田遠江殿〕御同道ニ而四ツ過御出、御本丸其外 御成之御場所御見分、七ツ比御引取

一 同十八日前夜雨天、夜半止、今朝快晴、夜前之甚雨ニ付、御道通見分として早朝今東四郎殿御城内御見廻、御玄関前あしく候付、御指図有之、御作事方申合砂利等入、其上尔御作事方より莚敷、御用人成田貞之右衛門殿も御出見分有之、東四郎殿御玄関ニ御扣之処江、遠江殿御出御同道ニ而表御殿〔今つねニ云御城、則二

ノ丸(の方)〔御殿中ノ〕〕江御越

〔欄外・二部貼紙〕

〔十八日御城代衆 御成道御見分済、已後二ノ丸江御上り之事ハ別ニ御用人衆等江御打合御用之儀なるへし〕

〔欄外〕

『此一条ハ掃除御中間頭御供仕りたる趣を記せし也』

一 今日〔十八〕天氣能 殿様御昼御膳後御露次口今出御、拍子木御門被為 入、御本丸御玄関〔迄御駕へ是〕より〔御下乗

ニ而〕御殿中 御覽被遊、夫より両錠口北之方〔上御臺所二本戸口〕より〔御步行〕御天守江被為移、小天守江も被為 上、夫より両錠口通り江被為懸、御具足(多門)北之端口被為入

〔未申(隅) 御櫓東江〕内通り〔辰巳(隅) 御櫓〕東之端より御鎗多門・御はた多門江被為 入、糯御屋くら〔西江〕糯御多門内通り〔西江被為 成〕西隅之口より東江軒下通り〔糯多門のき下御土居御通行〕御天守御番所上より〔今(ニ云)(の)御本丸(御)番所(の)事〕被為下〔北御土居の〕岩岐〔下サ

セラル、也、最前御駕ハ御玄関前より御深井丸へ廻ル也、岩岐〕御步行尔而夫より元御春屋・御塩藏之内被為 通、御深井丸御弓

矢御多門江被為 入、右御多門二ヶ所相濟、夫より三重の御屋くら江被為 入、相濟并いだもん江被為 入、夫より大筒蔵口々より被為 入、御たひ蔵 御覽被遊候、相濟而透し御門内廣場(尔

て)〔今不寝番所前辺なるへし〕御駕籠尔被為 召、長大門

通り〔すかし(御門より)ふきぬき(両)御門迄の(ある廣)(長)路(を云)(の)俗唱〕江御懸り、御米蔵御門内尔て御駕籠より

被為 下、大蔵〔今川蔵〕前通り〔一名今川蔵、則四番目の御蔵也〕より新道〔天明六年二月十日ニ切開きたる細道〕

御通り〔△〕〔△天明六年新道切開之節、溝内土入埋め候(御

通行済)ト有之、然ハ今度此新道西之溝橋を(懸ル事)御作(事

方)より懸ルルや、其以前ニ懸ルニヤ知れず〕土戸内〔榎多土戸の西(北)の(内)(地)なり、(前条に注ス通り)昔も御蔵内土戸内と両御かまへ(二ツ)ありし故(の)名〕江被為 入、

戊亥御屋くらへ〔『今云』月見櫓〕被為上、夫より土戸中道通りより土戸内御塩蔵御覽被遊、相濟土戸外二而御駕籠尔被為召、役所『御掃除方』後通り、東拍子木御門より御故障なく七ツ過比、二帰御被遊候〔『記朱書』今般（之儀御次第書トハ大同小異有り、併今日）之御順道、後之御巡路之始基ト相成）〕

一 両御城代衆御案内ルテ御座候

一 右二つき御掃除等随分入念出来仕候

御本丸御玄関前尔水附も御座候付、御作事方より莖敷ク、御深井御たひ御蔵前通所々は又莖をしく、是ハむしろ御作事方より借り候て役所〔『御掃除方』より取扱候

一 掃除御中間頭并組頭兩人御供仕候、御中間之内も二人召つれ御次

草履世話も勤候〔『組頭（尔て引廻）御城代』衆御次草履取扱之旧式〕

一 出御・帰御等之節、三人〔『頭一人・組頭二人』ハ先例之通御本

丸下馬前御番所〔『今云拍子木番所』少し西の方尔扣居申候〔『扣場所之趣先ノ跡とハ遠却也、出御尔ハ拍子木番所之西尔在り、帰御尔ハ腰懸の東辺尔在ル、是旧傳なり、今日誤レルカ』〕

一 右御供衆ハ成瀬隼人正殿・鈴木伊豫守殿・山村三郎左衛門殿ルテ御座候、御用人衆ハ間宮外記殿・竹中彦左衛門殿・成田貞之右衛門殿・上野内膳殿・幡野弥五兵衛殿・野村佐大夫殿・長野八助殿、右御衆中坎与見うけ申候

一 御供之衆中并 御本丸・御深井丸夫々懸り之衆中共一統平服〔『此頃之平服』羽織袴（也、乍再々記置）〕

『○次の図表の小書写ニハ、爰へ本行同文字ニ朱書ヲ入ル』

寛政二戌年（二月十八日）

源明公様 御成（御）『生ル』道（順）『生ル』

畧圖

『写ニハ前ノ本行へ付ル』

徳義云

『○』今般の 御巡道ハ兼て御近例御調出之内をも猶御臨時に 御跡戻りなど可成丈無御座様御調詰と相見、一躰之御次第と御当日之御道順とハ大同小異尔及ふ事圖の如し、併 御巡路の後鑑尔ハ此節を以始基と（なる）（なれり）

（絵図⑪）

治休 安永元年（一七七二）

絵図⑫

源明公

御世子様方御巡覽之部

源孝様御巡覽

安永元辰年九月二十一日之記、中将様〔『源孝様御当官』〕明後廿三日九ツ時 出御、御天守并御本丸・御深井丸共ニ可被為 成筈候間、諸事前々之通相心得 御城内御掃除入念候様可申付之旨、高木八郎左衛門殿〔『御城代衆』〕より被仰渡候、明廿二日ハ昼過頃より 御城内御見廻有之筈〔『此末欠（冊）（失）』〕

別帳ニ云、九月廿三日晴天、中将様九ツ時之御供揃ニ而 掃部頭様御同道ニ而 御天守并 御本丸江被為 成候

今日從六時上下致着用罷出候

『已下ノ文字ニハ朱書ニスル』

私ニ云

今年四月十六日 源孝様初而 御上国被遊候、其秋右之通 御本丸初而御巡覽被遊候（因之）

安永元辰年（九月廿三日）

源孝様初而 御成（御）『生ル』道（順）『生ル』

畧圖

此節

亮諦院様御同道

（地図が紙縫で括ってある）

治休 安永元年（一七七二）

治行 天明六年（一七八六）

源白様御巡覽

天明六年閏十月廿六日、織田遠江殿〔『御城代衆』〕奉簡を以御呼出、掃除御中間頭不出二仍而代役組頭參上仕之処、御逢被成御渡御書付

〔掃除御中間頭江（可去）〕

〔二月十日卜申御事段々ト御延引ニヤ、本書之通〕

〔欄外〕

〔注〕御初度御巡覽ハ 御天守を以尤第一と被遊儀 御舊式之処

〔既其式降ル〕

宰相様〔『源白様御当官』〕来月二日九ツ時之御供揃ニ而御和中・御半襦被為 召、御本丸・御天守〔注〕〔○〕・御深井丸・御多門（江可被為 成旨被 仰出候、尤罷出候輩和中・麻半袴着用之筈候、其役所取扱之儀諸事当春〔二月十日〕殿様被為 成候節之通、可有心得候、尤 御城内御掃除等入念候様可申付候

閏十月廿六日

同廿八日遠江殿 御天守其外御多門・御藏内〔『今ノ西丸』〕迄も悉ク御見廻有之、組頭代役相勤御案内済  
十一月朔日出仕済、九ツ時頃分中條東四郎殿〔『御城代衆』〕・遠江殿御同道御見廻、八半時比御引取

同二日御城代衆四ツ時頃御城内御見廻被成候、 宰相様九ツ時之御供揃ニ而御露次口分拍子木御門・南一二之御門江御懸り、御本丸御玄

関分被為 入、中ノ口より〔『中御玄関の事〇』〇天明六年（年）

源明公（様）後々之 御巡覽、此口より 御出也、源孝様御初度ハ知れず、抑今度ハ 源白様御初度なれハ、御父公源明〔□〕様御初度之

御例御相当之処、被畧之只御近例（と成行故、次第二御旧式（之）

故実改り、失へ行事如此（也、前尔此御例有り、中御玄関より御臺

所前矢来御門御越（御）御天守江被為 入、小天守并両錠口分御具足多

門北之隅より 御通抜、御旗多門江被為 入内通、糒御多門・御鎗

多門又糒御多門（此比之御多門順か、又ハ御立戻り御覽か解し難し（後

日御道書の正しきを得て可訂（猶追て可補之）御通り抜、右御多門

西北之隅より御下り（『北御土居岩岐なるへし、爰の下廣庭ニ御供

待（御）御駕被為召東一二之御門・御塩蔵 御通 御天守下不明御門内

江被為 入（『弁へかたし、追而是も訂へし（夫より御弓矢多門段々

御順覽、三階御矢櫓・鑄御多門・御鉄炮磨場江 御上り、大筒并御旅

蔵夫より御駕被為 召（『此所御旅筒蔵の南、元来矢来御門の跡廣庭

の所尔御供待なり、子細前々尔見へたり（透シ御門より御深井御

蔵内（『今西丸御蔵構』）分月見之御矢倉・アサキ御多門まで御巡覽、

土戸口分 御駕被為 召榎多御門外迄御巡覽、西拍子木より東拍子木

江被為 懸、七ツ過頃 被遊 婦御候、先以天氣能首尾克相濟、一統

恐悦仕候、御年寄衆下條殿・御傳衆高木殿并御用列衆三四人御出、右

相濟退出より両御城代衆江罷出候、此度両御城代衆用達役前日被召連、

又々今日東四郎殿家老遠江殿用達役一人ツ、被召連、二日二ハ御深井

御番所二御残し置候事、御城代衆侍一人ツ、拍子木御番所二御差置候

支

支

〔「已下朱書之分」〕私二云

今度ルテ 御世子様方 御初の御巡覽

既二『御』 両度ニ御座候処、毎度御和中・御半袴被為召候而 御成被遊候趣『ニ御座候』

『一（御城中江）御城代衆（御城中江御自分）家来（を）御指出被召（つかひ被成）（仕）候事御制外の由也、（仍而）今度之趣各別ニ御調之（趣）（由）也、又（往）昔ハ御本丸・御深井両大御番所ルも御城代衆（御）自分幕を（被）打候由、仍而麻幕も大分（御所持可被成）（入用之）事ニ而、御城代ハ大録（録）の御役也ト中條東四郎殿家老高橋仁作・多膳殿家老高橋矢柄江之物語ニ承（傳）『置候、今ハ右之如両番所幕張（ハ）無之候』

〔欄外〕

『嘉永四亥五月 御代始ニ付 中納言様御巡覽之節、時之御城代筆頭肥田孫左衛門殿両御番所ニハ自分幕為張ラレ度、御番衆へも尋有之候得共、被存候人も無之、御番（所）古帳吟味も（差懸り急ニハ）不行届旁書入成ニ過ル』

天明六年（十一月二日）

源白様初而

御成（御）『生ル』道（順）『生ル』

畧圖

〔絵図⑬〕

治行 天明九年（一七八九）

〔欄外〕

『天明八申年ノ記ニ云、十月朔日当冬之内 宰相様御天守其外江

御成可有之哉之旨中條東四郎殿御咄有之、東四郎殿ニハ其頃ノ御城代』

天明九酉寛政改元（今）年二月三日今日昼前之内ニ東四郎殿江御呼出罷出之処御逢、当月中旬比 宰相様御天守江可被為 成旨、御内々御沙汰有之候間、如例相心得御掃除可入念旨、并此節路次悪敷可有之候間手当等之儀可致勘考、尤御道通り悪しく候へハ 上ニハ御駕ご御下駄可被為 召候へハ、御供の衆中土足尔相成候間、御本丸等『御殿中ヲ云』よこれ跡尔こまり候間、若悪敷候ハ、莛等敷可然旨、又ハ道板等手当いたし可然旨被 仰聞候、見分之上左様ニ候ハ、右諸色御作事方より相渡候様仕度候間、此段右奉行衆江被 仰談被下候様仕度旨申達置候、尤御道通の様子七八日比迄ニ可申達由被仰聞 八日、前頭之通ニ付、去午年 御成之御道通り組頭召具致見分いてとけ不宜御場所書付、東四郎殿江可申達ト存相認、八ッ比右御宅江罷越之處、御作事奉行後藤善右衛門方御本丸江見分ニ被相越候旨ニ付相尋、東ニ御門内ニ而得貴意候処、今日初而見分有之由付而ハ明後十日御成之御沙汰有之候へ共、今日見分いたし候仕儀ニ候へハ、中々明後日 御成ニ而ハ甚取込、此方御掃除ハ如何ト被申候間、中々出来不仕旨申達候へハ役所迎も其通ニ候へハ東四郎殿御逢之節、右之趣申達呉候様、尤後ニ可被罷出旨被申候、夫より東四郎殿江罷出、右之様子申達候へハ夫ハ以之外之儀、今日迄ニ御道造りいたし候筈申渡置候、明九日見分之上申達、明後十日 御成之筈候処如何間違候哉、且御作事

方も右同様是迄御成御用ニ不懸哉ト被仰候付、其段申上候へハ是亦右之御模様申通し候様、何れニも明九日五時見分可致候間、随分精出し御道造り候様被仰聞候付、罷帰役所江出、また善右衛門方江も可申通存候処、御殿中江被罷越候よし下役申聞候付、前頭之趣咄候へハ大取込、直ニ善右衛門殿へ申達（被呉）『呉』候様申置、木端板等直引合借用いたし、夫手配御道造りニ相懸ル

九日、今朝五時過比東四郎殿御見廻、御作事奉行衆も御『引』召連有之御道筋夫々御指圖有之候、晚方迄ニ大方出来、又々昼後ハ東四郎殿御本丸を初 御天守其外御多門（御見廻御引取、勿論明十日五半時之御供揃ニて 御本丸・御天守江 御順覧、元御春屋御門江御懸り、帰御、夕御膳過ハ御多門（御順覧（有之）『被遊』御答之由

十日、昨夕方より雨天、今朝よほと強降候間御延引被 仰出候、東四郎殿拍子木御門まで御出、夫より御登 城（『二ノ丸江出殿』）のうへ、御伺有之候哉、御延引被 仰出候

『朱書ニスル』

私ニ云

今度之儀 御延引なり尔て候御趣也、其節之日記ニ云、二月十一日出御、錦織江被為 成、十三日夜ニ入九ツ時比 帰御、同廿五日今日天氣能 宰相様辰之上刻 御発駕、東海道十日振来月四日 御着座之筈ニ候由ト云々

治行 寛政四年（一七九二）

寛政四子年（之帳ニ云）二月十一日 宰相様 御天守・御本丸江被為 成、其外御深井御多門々々御巡覧可被為遊 御沙汰ニ付、御掃除等如例宜取計旨中條東四郎殿被 仰渡候間、同十二日ハ專取懸り候而、御成御用意相勤、

同十三日東四郎殿五ツ時御出、御本丸・糺御多門・御鎗御多門迄御見廻、御藏内土戸内御見廻、夫より表御殿（『二ノ丸』）江御出、追付又御本丸江御越、今日天氣相曇居候付 御延引被 仰出候、且廿日過之旨被仰聞御帰被成候、右 御成廿三日之筈ニ候處天氣相不相勝候付、東四郎殿御登 城候上御延引之旨被 仰渡候

同廿五日ニ、右 御成廿七日之筈被 迎出候旨織田遠江殿より被 仰渡之

同廿七日、今日東四郎殿御本丸（『皆是』御殿（の事）（中）』）より又々糺御多門・新御具足御多門（『南一ノ御門東西の辺、後尔御具足入之所尔成ト云』）迄御見廻、夫より登 城（『二ノ丸御殿』）、昼比より又々（『御本丸江』）御出、拍子木御番所江御上り（『今ハ（榊形之）物頭（衆）詰（被申候御番所之上）席（なり）（尔）て（ハ御上不被成）候ニ古代（ハ無造作）（之躰便利之儀（ニ而便利入）也）、暫く御見合被成候（『写ニ省）以下御次第書ハ追加なり』）今日之御道順兼而御調（之趣）左之通

御本丸・御天守江被為 成候付（御羽織・御袴）御教寄屋口ハ 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方

御意有之

御城代

同所南之方

御意無之

御城代同心小頭

御鉄炮奉行

御具足奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御意有之

御旗奉行

御鎗奉行

御弓矢奉行

御作事奉行

南二之御門江 御懸り

御左之方

御意有之

御本丸御足輕頭

(欄外)

『御本丸御玄関前西の大御門を一ノ門ト云、其外を内升形と云、爰之北尔有之御番所へ詰ルが御足輕頭也、故尔昔ハ此御番所之前江御出迎申上ル古格也、今モ正月を初常々共御城代衆御見廻之節ハ此升形御番所前江出迎被申候、是古格の遺り傳ハレル者也』

同一之御門江被為 入表御玄関ニ而 御下乗〔都而御城代御案内仕〕

御殿中御廻り〔御褥・御刀懸先達而 御上段江出置〕相濟而中御玄関

内々 御駕被為 召矢来御門江 御懸り、小天守口ニ而 御下乗、御

天守五重目迄被為 成〔御褥・御刀懸先達而出置〕小天守江渡御相濟

而、小天守口々両錠口江御懸り、御具足多門北之口々被為 入、御矢

櫓御多門御具足 御覽、辰巳御矢櫓下北之口より御鎗御多門江渡御、

御鎗・御長刀等 御覽、同所北之口々御旗多門江 渡御、御旗御覽、

同所北之口々櫓御多門内通り被為 成、西之口々被為 下 御駕被

為 召矢来御門々東一之御門・同二之御門・堺御門・御塩蔵前通り、

御塩蔵御門江 御懸り、東御弓矢多門江被為 成、御下乗、東之口よ

り被為 入、同所御矢櫓西御弓矢御多門・三階御矢櫓・鑄御多門・磨

御蔵・大筒御蔵・御旅筒御蔵御順覽相濟而 御駕被為 召、透御門・

吹貫御門江 御懸り

御左之方番所前

御意有之

御深井丸番頭

御蔵御門江被為 入 御覽畢而、あさ木御多門・硫黄御多門前・榎多

御門脇一間戸江 御懸り 御駕被為 召、御蔵前・吹貫御門前・西

拍子木御門・東拍子木御門江 御懸り 帰御

帰御之節御城代江 御意有之

以上

二月〔以上追加終ル〕

其内ニ九ツ少シ過より御露次口 出御、拍子木御門江 御懸り 御本

丸御殿江御玄関より 御上り、中ノ口〔『中御玄関ノ事』〕々御天守・

小天守両錠口々御具足・御鎗・御旗・櫓等御多門門、御塩蔵より御弓

矢段々御巡覽、夫より御蔵内・月見御櫓江被為 入、榎御多門外御門

〔榎形之冠木御門辺迄御成被遊しと也、榎御多門とは常ニいふ榎多御

門之舊称なり〕迄御巡覽、七ツ前頃ニ 帰御、無御滞被為 濟候

今日羽織袴着用いたし候

『私ニ云、別記ニ織田遠江殿痛所ニ而、此節御引籠ニ付、中條東四郎殿

御一人尔て御勤被成候ト云々、此御時〔節〕〔代〕迄ハ 御成之節、御

城代衆御案内之事別の子細もなく、東四郎殿御一人尔て前廉御用意

向より御当日 御先立迄も始終御一人役尔て相濟、扱其節之趣拍子

本御門江御迎より走抜け、御殿中御先立、御駕之処ハ品ニ仍而御先へも御廻りト雖、まづハ大抵ハ御後より御供被成、程よくなり御先へ抜け御案内被成、榎多御門御覽之御節なども御駕之あたりに御徘徊被成、何時も御用之透間無之様尔と専被心懸候段、今日之御役儀肝要之事ニ而帰御御道と成候てハ、西拍子木御門内辺御道廣にも成候て、最早御用も御手明と申處より被走抜、東拍子木御門内ルて御送も相済候由、東四郎殿家老役高橋仁作之談、多膳殿家老役高橋矢柄実談、矢柄ハ東四郎殿江も奉公致し、既此頃ハ御城内へも（追々）被召連候故振合能承知之由、文政年中ニ承置候段為後鏡此ニ記置』

以上

源明公御代中

寛政四子年（二月二十七日）

源白様（御）二度目 御成（御）『生ル』道（順）『生ル』

畧圖

（絵図⑭）

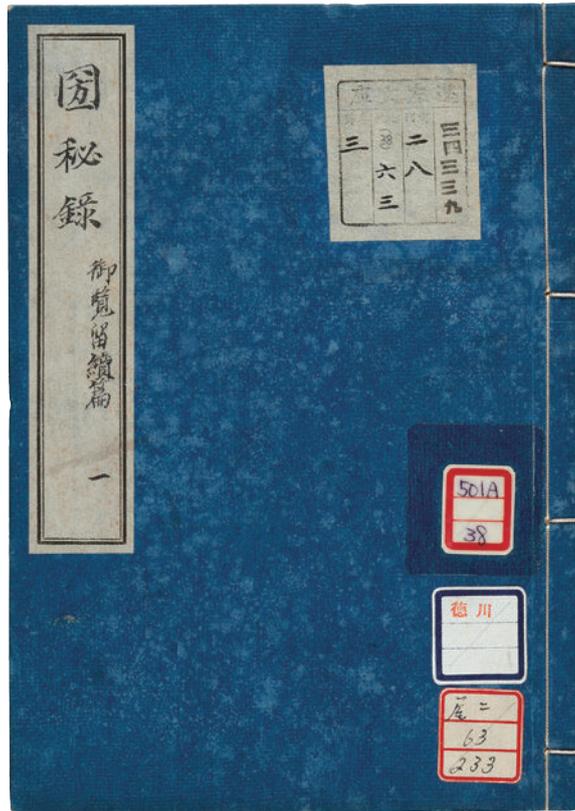


## 図版の凡例

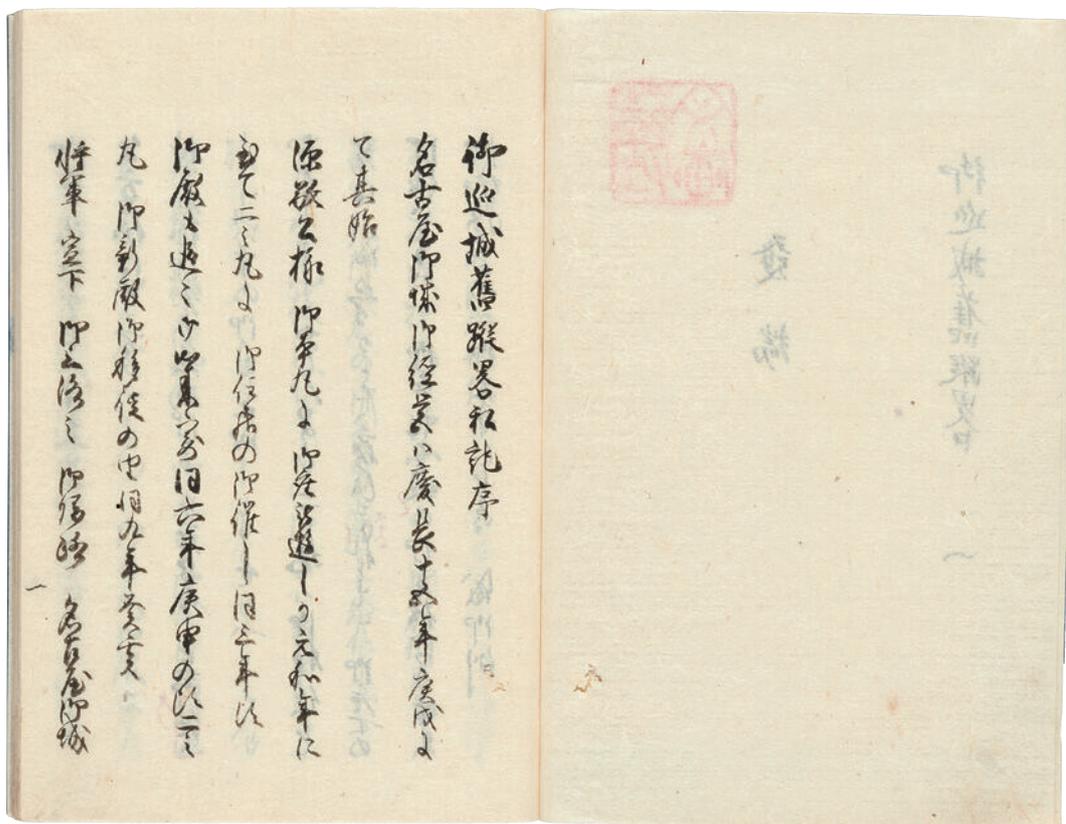
- ・翻刻文中にも「図①」～「図⑭」と、図版の場所を表しています。
- また、16・17ページの「尾張藩主および一族の天守・本丸御殿巡覧」にある「図版」の番号とも対応します。
- ・図④と図⑫を除き、一ページ上段に原本の画像を、下段にトレース図を載せました。
- 図④と図⑫は画像・トレースで各ページずつを使い、それぞれ見開きになるように配した。図⑫を見開きにする関係で、図⑪の次に図⑬がきます。
- ・原本の墨字は黒色で、朱字は赤色で表しました。抹消（削除）の指示がある文字（枠で囲っているものが多い）は、濃度を黒・赤とも薄くしています。

## 図版の目次

①	御座所之古体	63
②	宗勝 元文四年（一七三九）	64
③	宗勝 寛延三年（一七五〇）	65
④	宗勝 宝暦三年（一七五三）	66
⑤	宗勝 宝暦四年（一七五四）	68
⑥	宗勝 宝暦五年（一七五五）	69
⑦	宗勝 宝暦七年（一七五七）	70
⑧	宗勝 宝暦九年（一七五九）	71
⑨	宗睦 宝暦十三年（一七六三）	72
⑩	宗睦 天明六年（一七八六）	73
⑪	宗睦 寛政二年（一七九〇）	74
⑬	治行 天明六年（一七八六）	75
⑫	治休 安永元年（一七七二）	76
⑭	治行 寛政四年（一七九二）	78



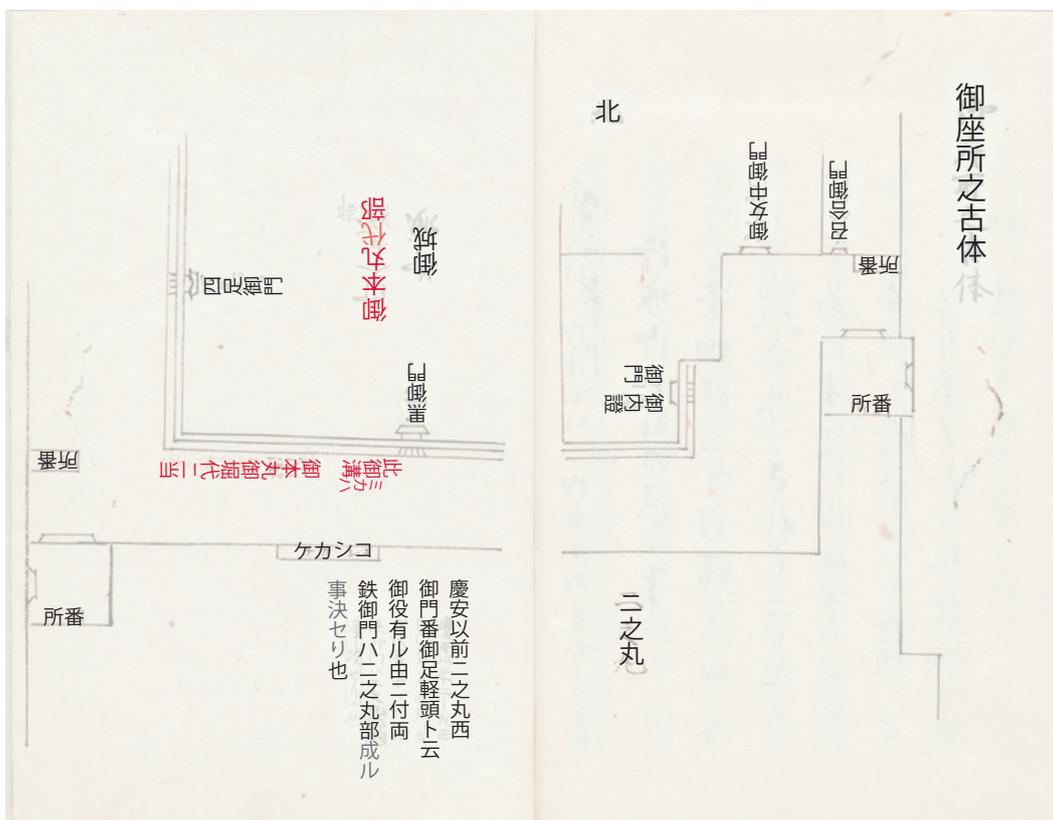
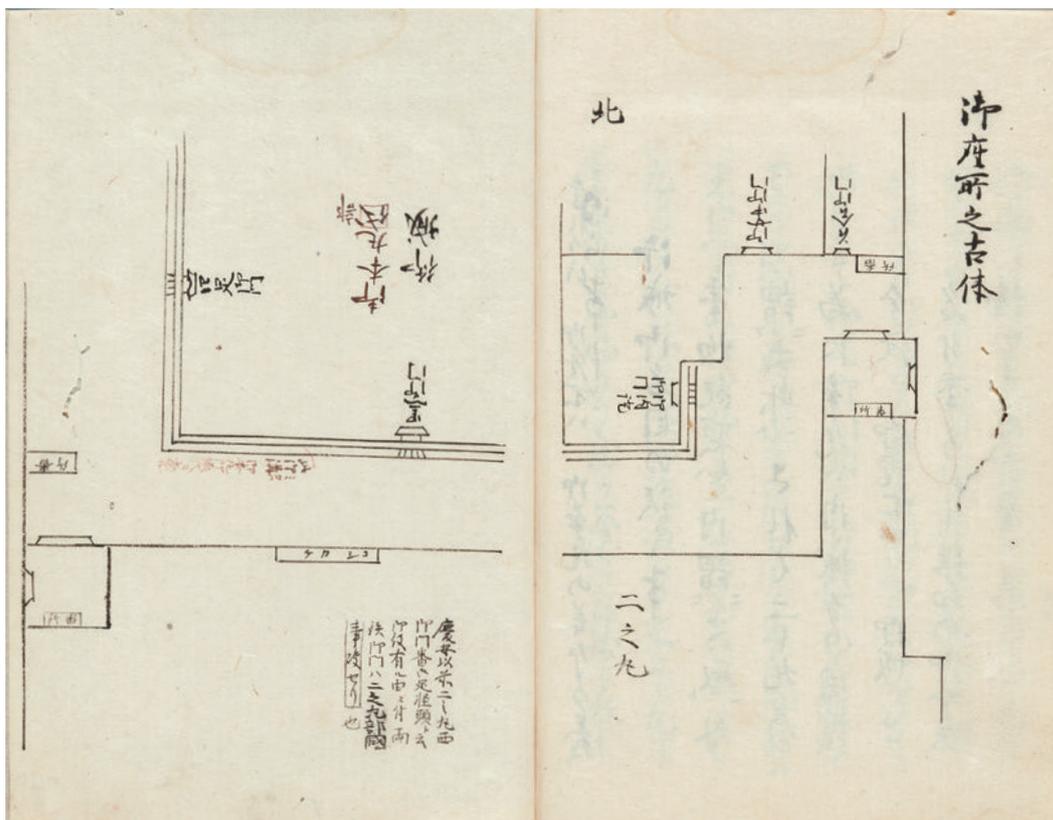
口絵1 「国秘録 御覧留続編 一」表紙



口絵2 「国秘録 御覧留続編 一」本文（翻刻文 20頁）

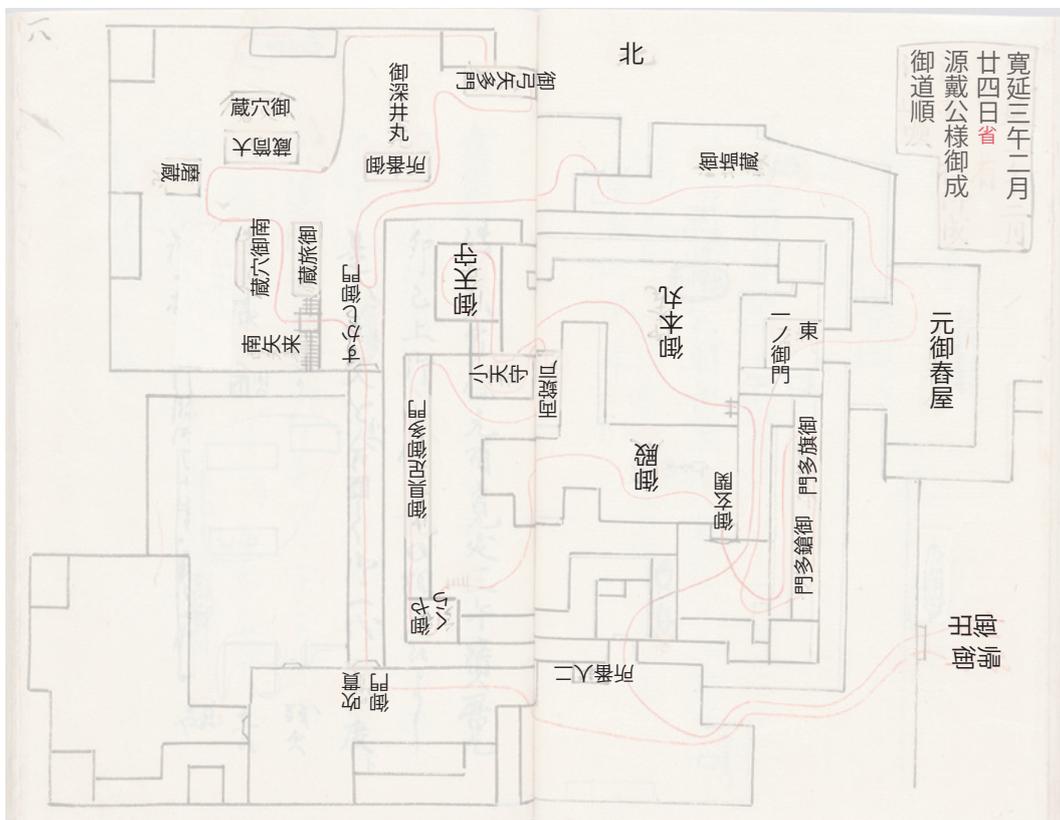
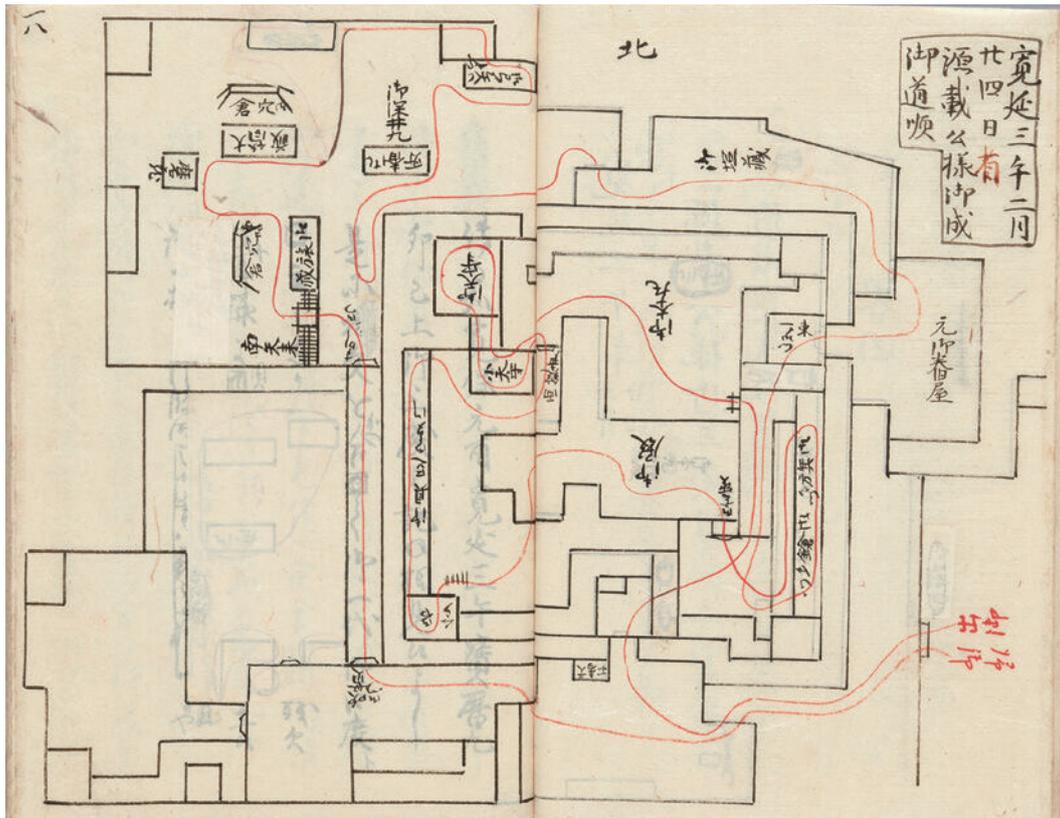


図版1 御座所之古体 翻刻文27頁 (「御巡覽留続編 一」)

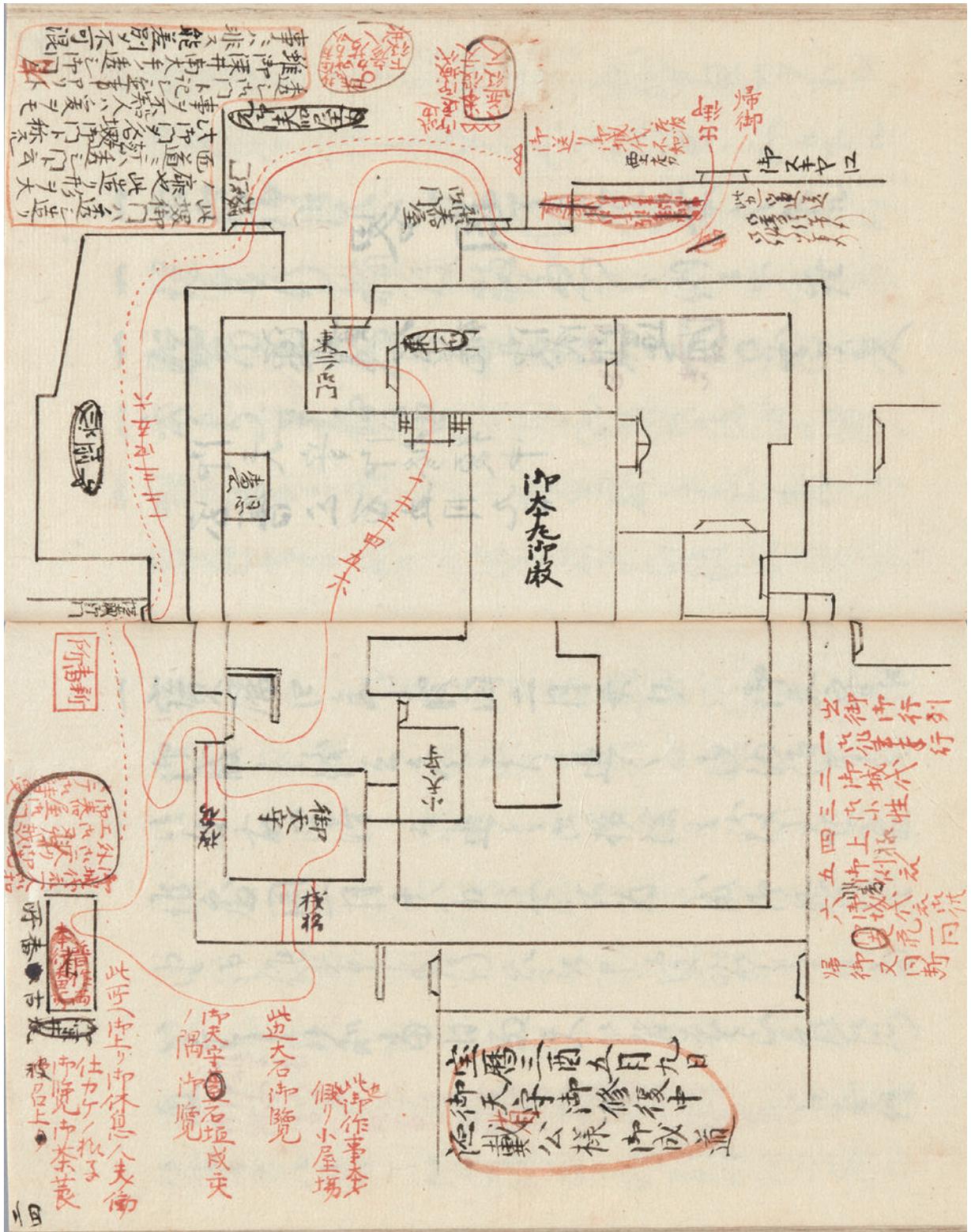


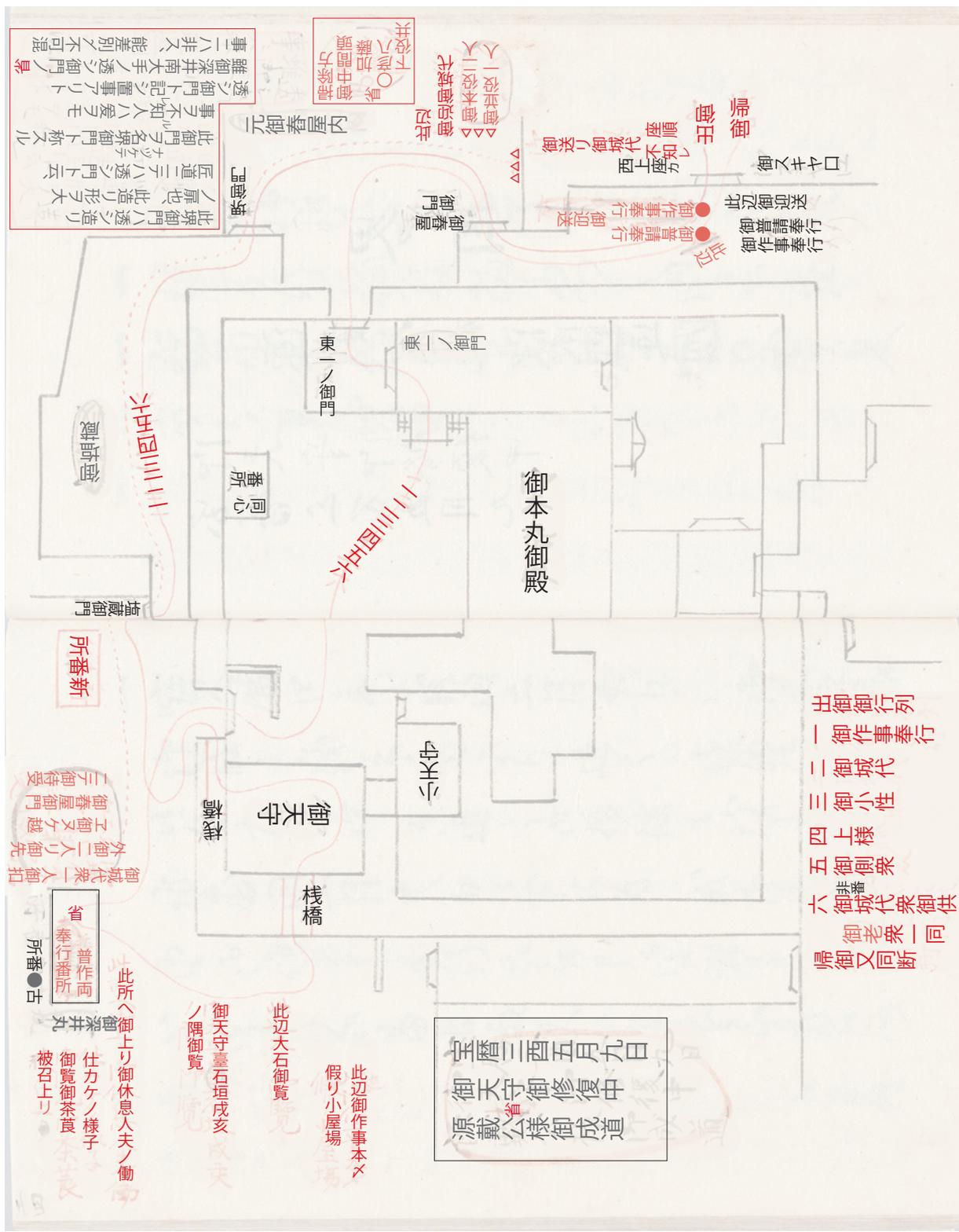


図版3 宗勝 寛延3年（1750）翻刻文32頁（「御巡覧留続編 二」）



図版4 宗勝 宝暦3年(1753)翻刻文34頁(「御巡覽留続編二」)





此御門ハ透之通りノ扉也、此通り形ヲ大匠道ニテハ透之門ト云此御門ノ名棟御門ト称ス事ヲ不知人ハ愛ヲ主透之御門ト記之置事アリト雖御深井南大手ノ透之御門ノ事ニハ非入能差別之不可也

井深才  
御之御  
御之御  
御之御

△△△△  
△△△△  
△△△△  
△△△△

御入キヤ口  
此辺御迎送  
●御作事奉行 御迎送  
●御作事奉行 御迎送  
御實議奉行  
御作事奉行

- 出御御行列
- 一 御作事奉行
- 二 御城代
- 三 御小性
- 四 上様
- 五 御側衆
- 六 御城代衆御供
- 御老衆一同
- 歸御又同斷

宝曆三酉五月九日  
御天守御修復中  
源戴公様御成道

御城代衆二人御扣  
外御二人御先  
工御マケ越  
御春屋御門  
十二御待受

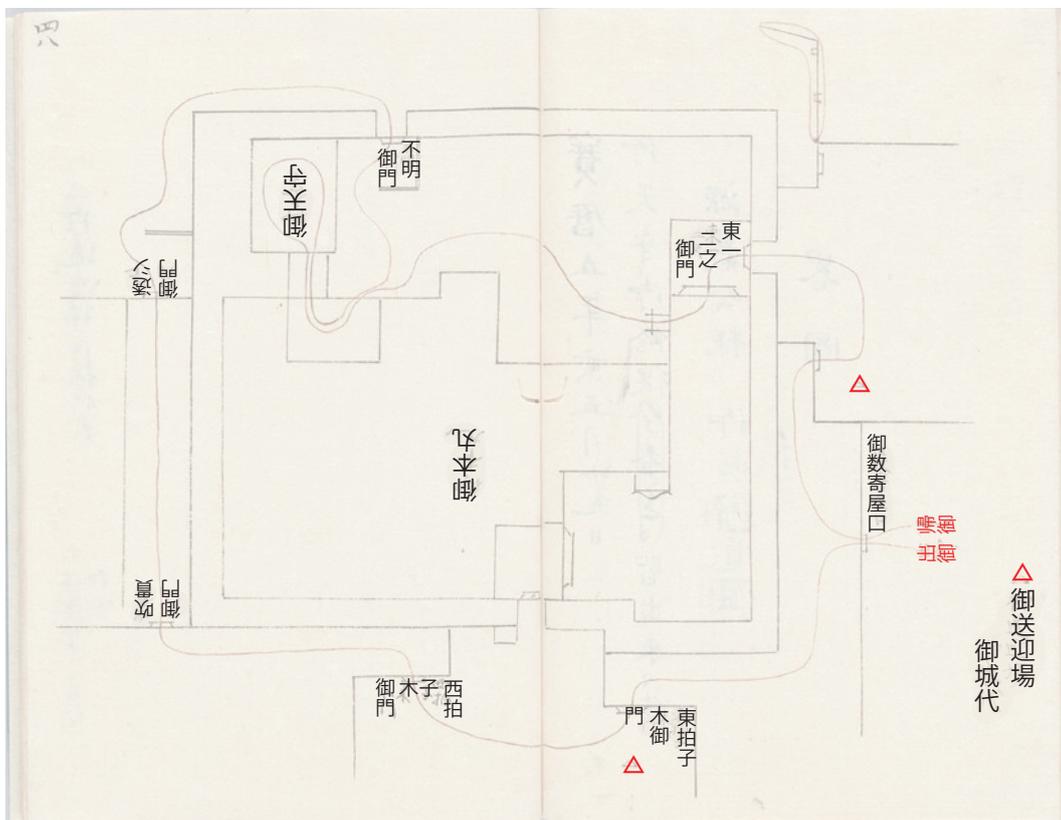
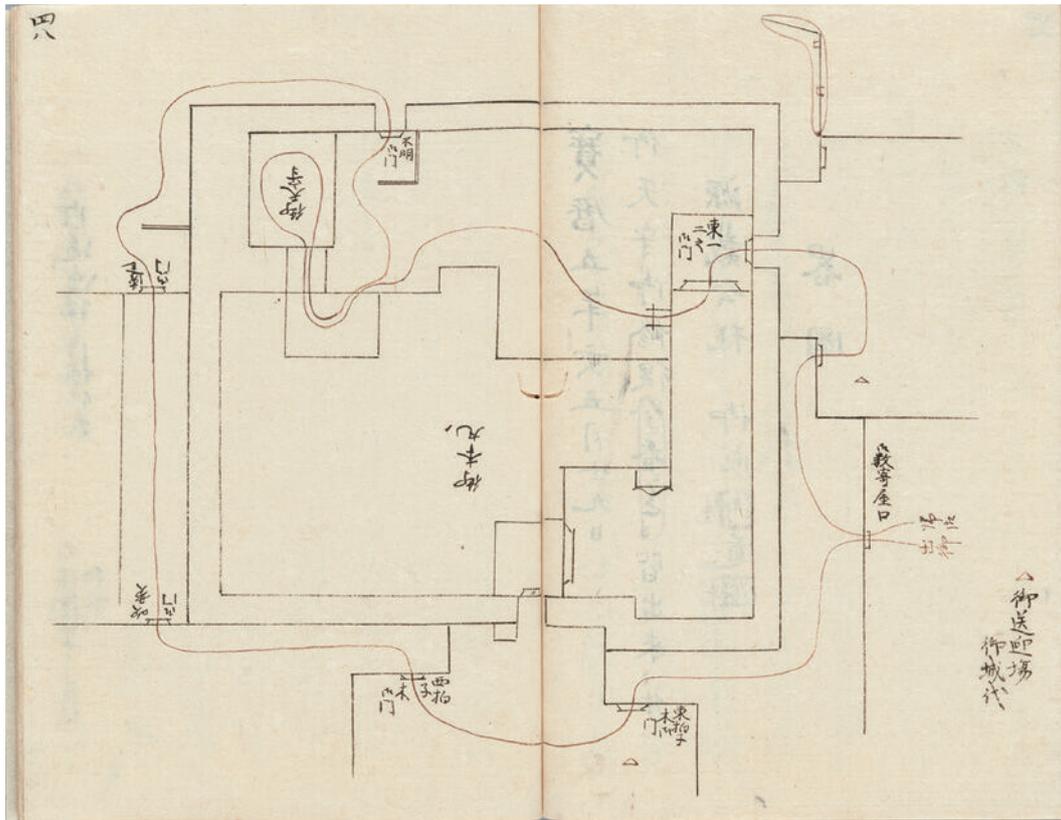
省  
奉行番所  
普作馬  
所番●古

此所へ御上り御休息人夫ノ働仕力ケノ様子御覽御茶度被石上リ

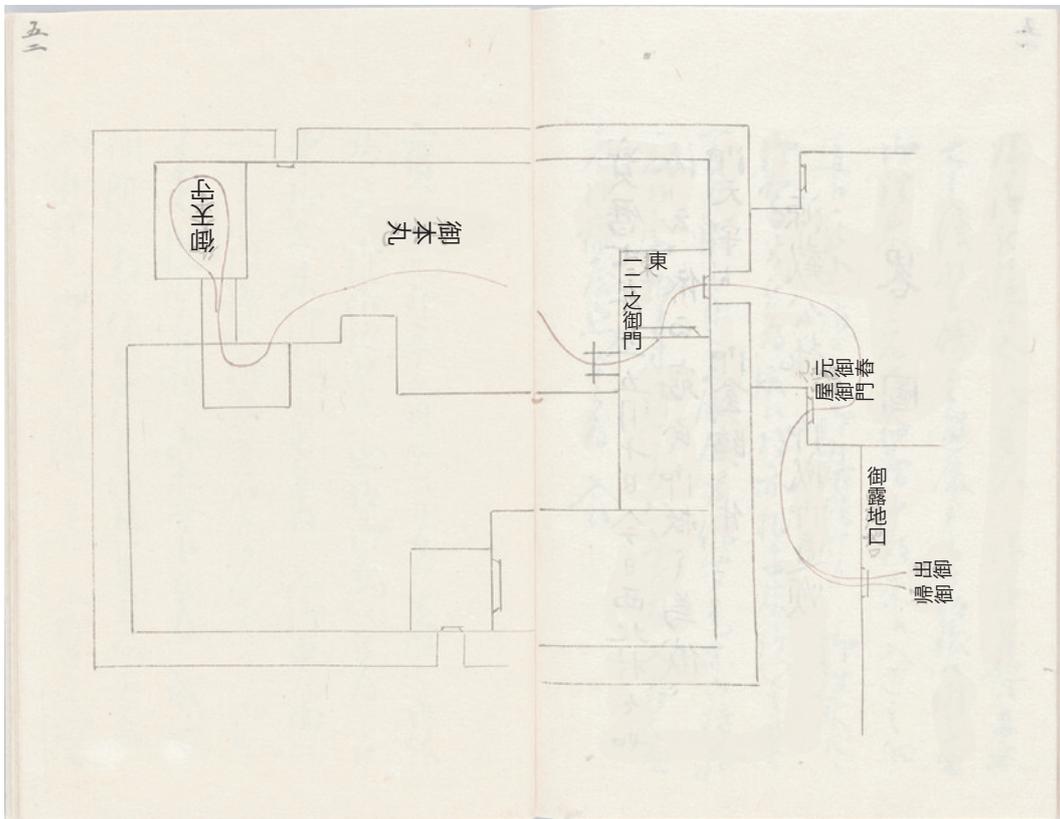
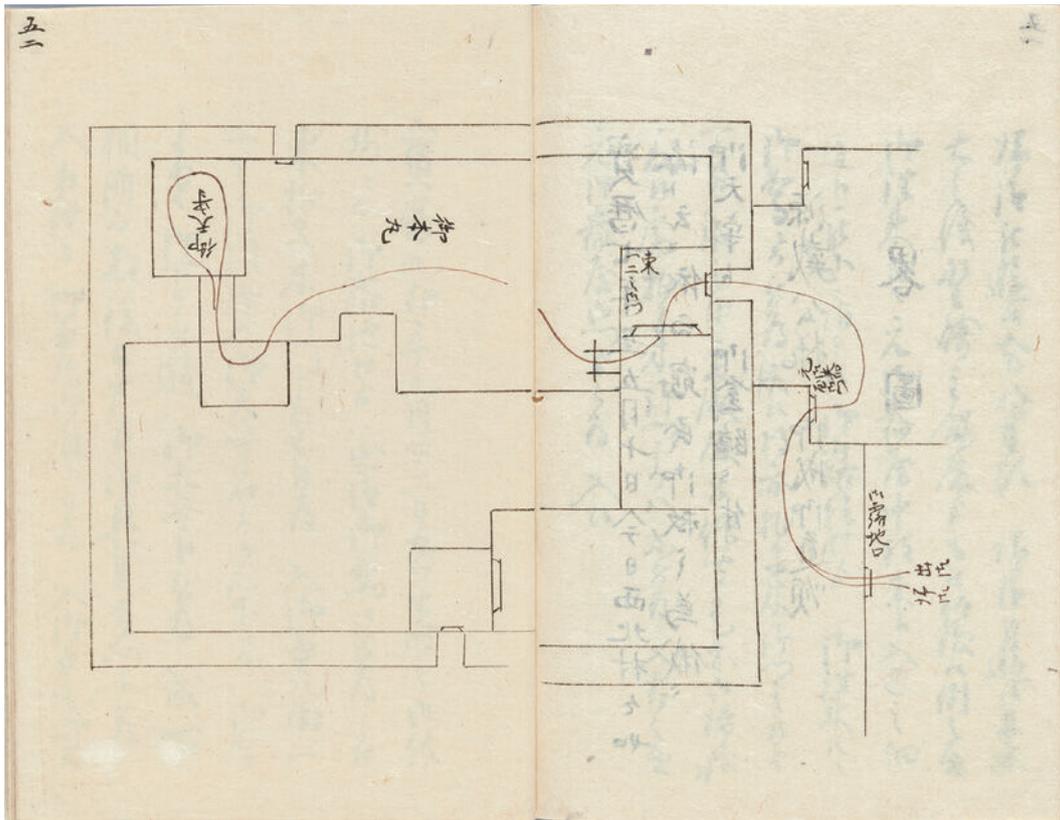
此辺御作事本  
假り小屋場  
此辺大石御覽  
御天守臺石垣成亥ノ陣御覽



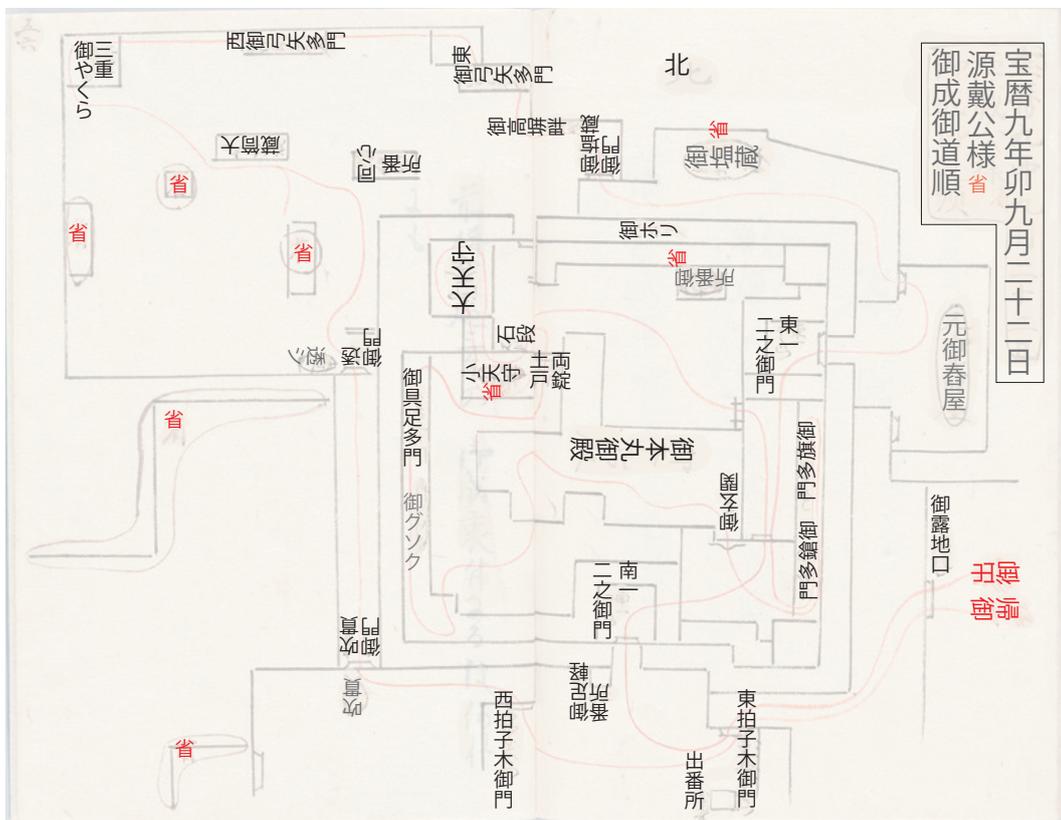
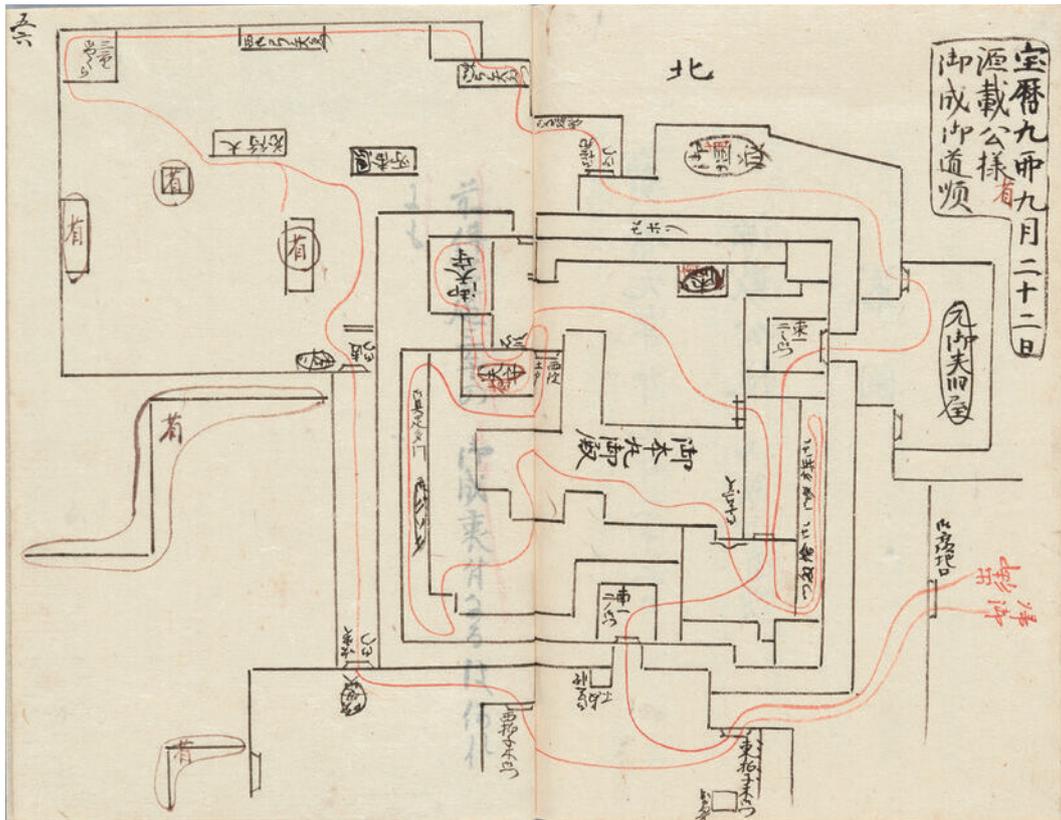
図版6 宗勝 宝暦5年(1755)翻刻文41頁(「御巡覽留続編 二」)



図版7 宗勝 宝暦7年(1757)翻刻文41頁(「御巡覧留続編二」)



図版8 宗勝 宝暦9年（1759）翻刻文42頁（「御巡覧留続編 二」）

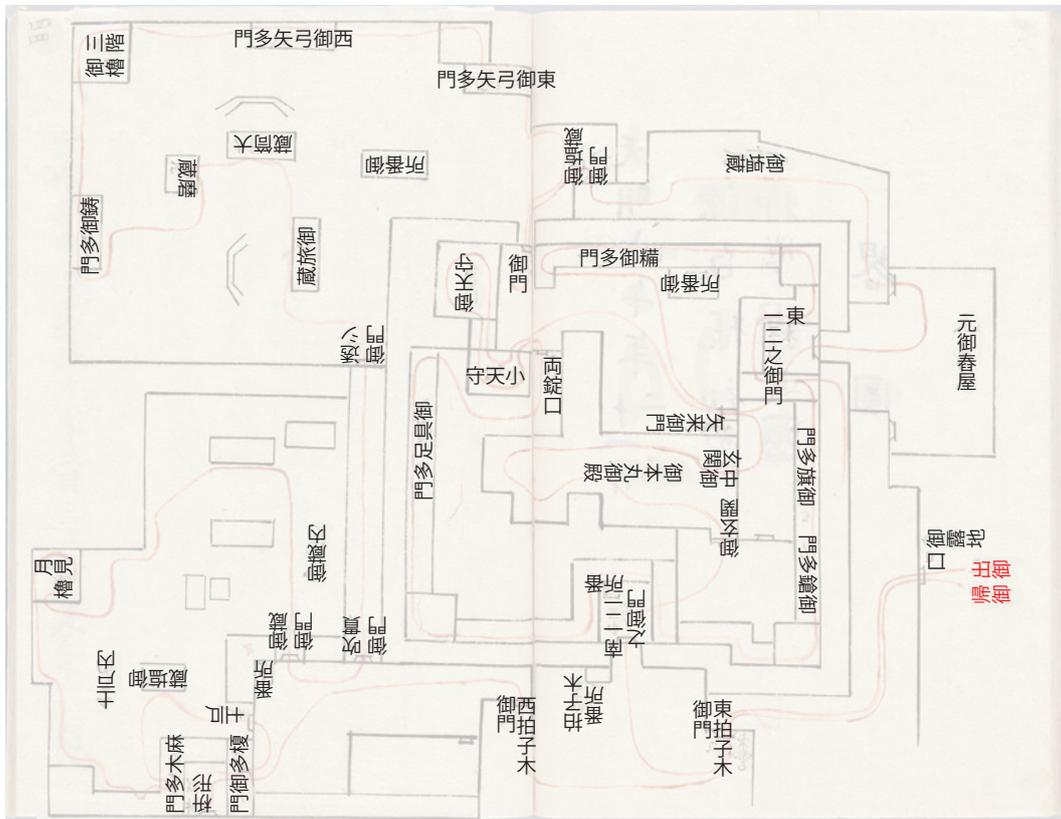
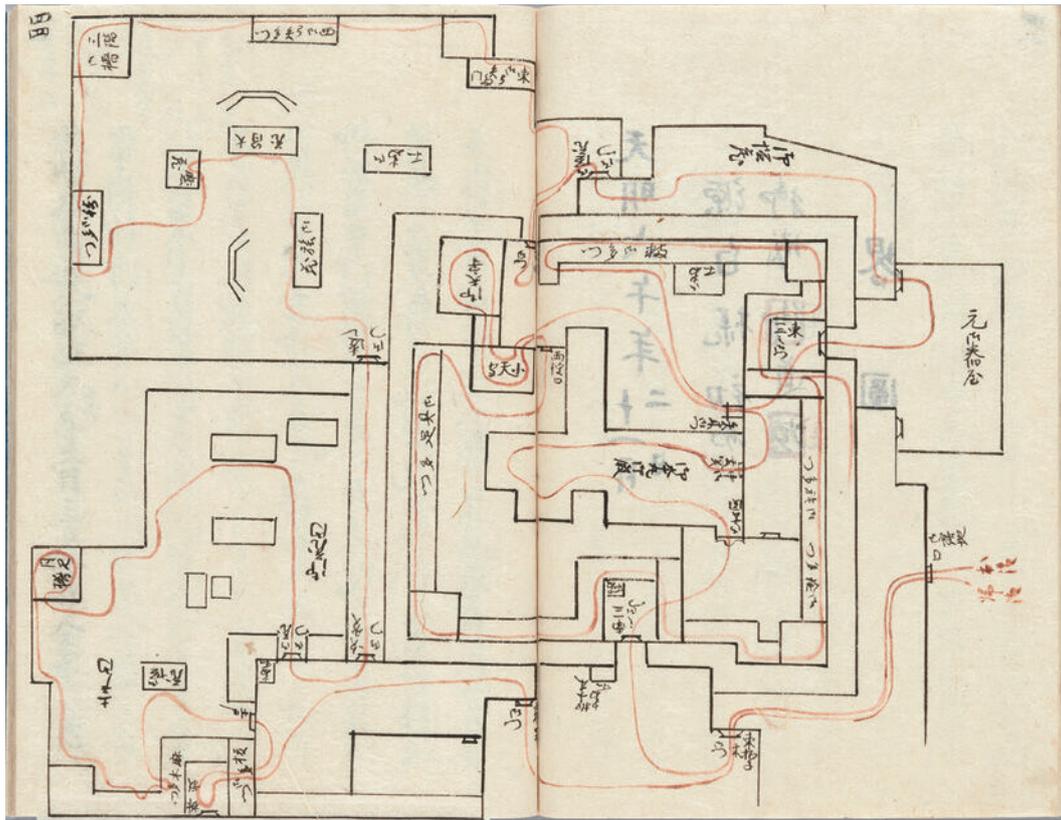




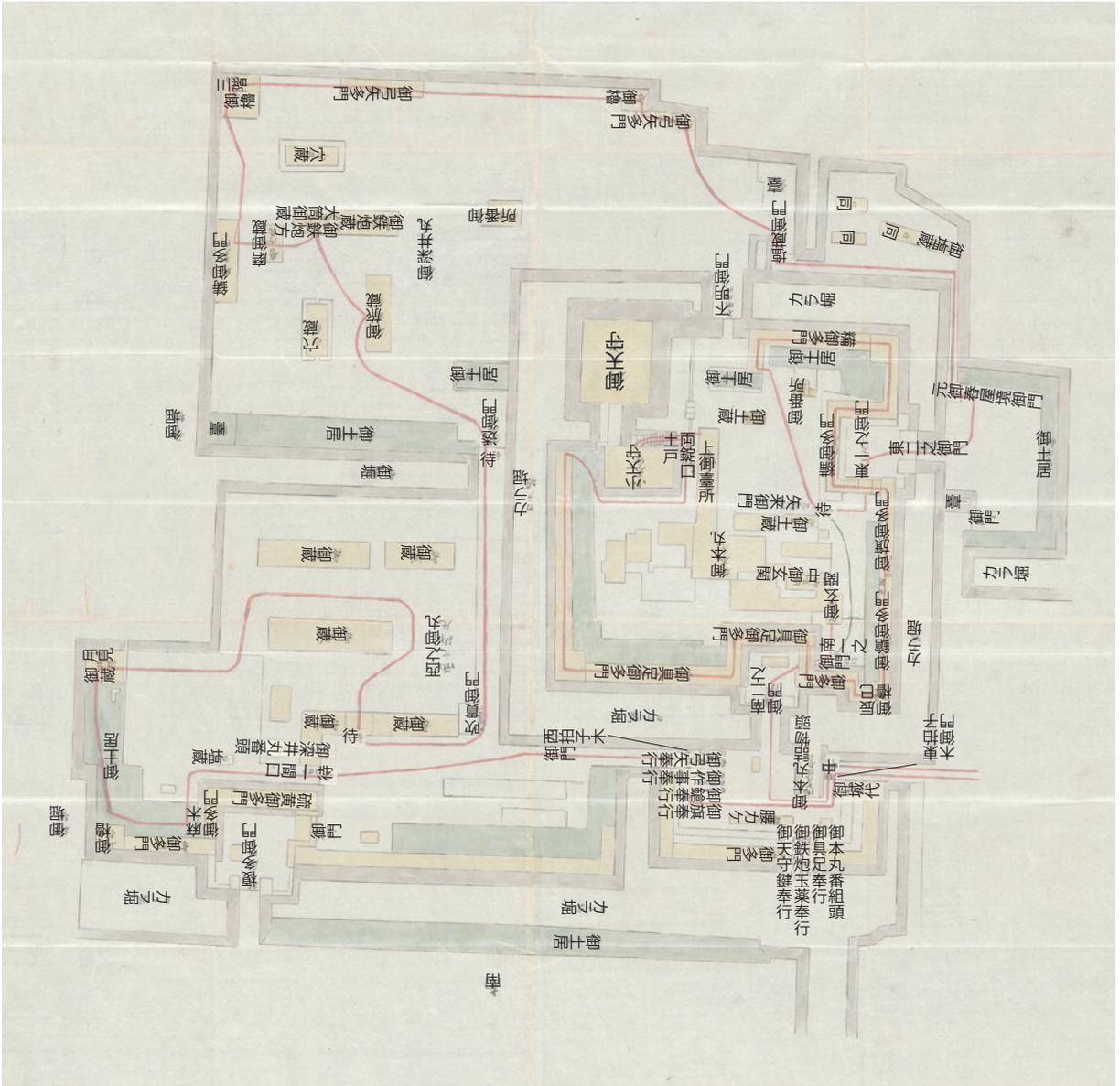




図版13 治行 天明6年（1786）翻刻文55頁（「御巡覽留続編 三」）









名古屋城調査研究報告8

名古屋城史料叢書2

国秘録 御巡覽留統篇

発行 日…令和六年（二〇二四）三月三十一日

編集・発行…名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

名古屋城調査研究センター

名古屋市中区本丸一番一号

（翻刻担当…種田 祐司）

協力…公益財団法人徳川黎明会

徳川林政史研究所

印刷・製本…西濃印刷株式会社